

# 因果法則批判の一帰結

— M・ウェーバーとヘーゲル・マルクスの見解を手掛かりとして —

吉田 浩

- 一 初めに
- 二 ウェーバーの因果法則批判と理解社会学
- 三 ヘーゲルの因果法則批判とウェーバーとの一致点
- 四 ヘーゲルの因果法則批判と新たな法則観の樹立
- 五 『資本論』における相関法則の若干の実例について
- 六 発展法則と概念的把握
- 七 意味における変化とウェーバーのカリスマ概念
- 八 終わりに

—

ウェーバーの社会学が方法論的には「社会的行為の理論」、または「理解社会学」とよばれていることは周知の所である。彼は自己の理解社会学を次のように定義している。「社会学……とは、社会的行為を解明しつつ理解し、そうすることによつて、社会的行為の経過や結果を因果的に説明しようとするひとつの学問であるといつておこう<sup>(1)</sup>」と。この引用文で注目したいし、また着目せざるをえないのは、「因果的に説明しよう」というウ

エーバーの「」の一文なのである。一見すると何の問題も介在してはいないように思われる」の言明のなかにこそ、実は看過してはならず、そして是非とも検討してみなければならない深刻な問題が内在していると私は考えるからである。

行為の経過と結果とに関する因果的説明「」については、ウェーバーは同じ「社会学の基礎概念」で次のように説明し直している。「類型的な行為（理解可能な行為類型）の正しい因果的な説明とはどういうことか」というと、類型的であると主張された経過が（ある程度）意味適合的にあらわれると共に、「（ある程度）因果上適合的であると確定される」となる<sup>(2)</sup>（傍点、引用者。以下同じ）。

ここでは先の「因果的説明」 kausal Eklärung の代わりに「因果的説明」 kausal Deutung といわれているが、要するに正しい因果的説明とは、対象に対する把握が因果上適合的であると共に、意味上適合的でもなければならないということ、従つて二元論の要求を満たすものでなければならないといわれているのである。この主張との関係で注意をしておかねばならない点は、「因果的説明」と、「因果上適合的」とよばれる場合の「因果」とは、原文としては同じ kausal ところ、独語が用いられているにも拘わらず、両者が含蓄している意味内容は全く異なるという<sup>(3)</sup>ことなのである。「」の点の差異を明らかにしていくことも、本稿の課題の一つをなす。

その上で私は、正しい因果的説明に対するウェーバーの先の二元論の要求に注目したいのである。同一主旨の主張は、「ロッシャーとクニース」論文においても既にして確認しえるのである。「人間行為の領域におけると全く同様な『明証性と経験的』妥当性との二元論 Dualismus」と。「」では「明証性」 Evidenz が先の「意味適合性」に、「経験的妥当性」 empirischer Geltung が先の「因果適合性」に対応している<sup>(4)</sup>ことは明らかである。その上で、人間の行為を対象としそれを解説しようとする科学においては、いずれにおいても二元論的な適合性が、または二重の妥当性がウェーバーによって求められていた<sup>(5)</sup>この事実を確認しておきたいのである。

」の点を押さえておいた上で、以上の二元論的側面のうちで私が注目したいのは、因果適合性、経験的妥当性等々としてウェーバーによつてよばれてゐるそれなのである。この次元を第一義的に注目せねばならないのは二重の根拠からである。このことを、「惡貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則に対するウェーバーの論及に基づきつつ明らかにしていきたい。

ウェーバーはグレシャムの法則に言及して次のように主張していた。「実際のところ、そうした認識の筋道は、まず最初に経験上の観察があり、その後で解明が定式化されるところの道筋をたどつてはづいた。このような解明に成功しなかつたならば、われわれの因果的要求がみだされなかつたに違ひないことは、はつきりしている」と。」(4) でもましまつて、経験的観察が先の因果適合性、経験的妥当性に、解明 *Deutung* が意味適合性、明証性に対応していることを押さえておかねばならない。その上でグレシャムの法則に対するは経験的観察が先行し、この観察を通して法則の存在が確認され発見されるといわれてゐるのである。そして経験的観察とか実験によってその定在が見出され発見されるような類の法則が、一般に因果法則とよばれ、ウェーバーもそう看做し、従つて彼はそれを「因果適合性」とよんでいたのである。

このグレシャムの法則に対しても、解明によるその意味適合性が確定される以前に、経験的観察による因果適合性の把握が先行するとウェーバーは主張してゐるのである。」の指摘のゆえに、二元論的側面のうち、まずもつて因果適合性の方に注目せねばならないのである。これが、因果適合性の方に最初に注目することとの第一の根拠である。

第一の根拠は次の点である。経験的観察や実験を通してその存在が発見される法則または規則性は、一般に因果法則とよばれるといふ」とは右に論及しておいた。落下の法則  $s = \frac{1}{2} gt^2$  、ケプラーの第三法則  $T^2 = kS^3$  、万有引力の法則  $F = \frac{Gmm}{r^2}$  、ボイル・シャルルの法則  $PV = \text{一定}$  等々がそれである。

ウェーバーもこれらの因果法則の発見を無意味だといつてゐるのでは決してないのである。意義があるからこ

そ、理解社会学の二元論の一方の極みに、不可欠の契機として位置づけられていたのである。しかしながらにも拘わらず、因果法則には認識論上の重大な欠陥があると看做し、従つてそれには満足しえなかつたからこそ、ウエーバーは因果法則の次元には留まりえずに、二元論のもう一方の極みを強く求めることとなつたと推察されるのである。理解 *verstehen*、解明 *deuten* による意味適合性の洞察とすることがそれである。

だから因果法則のどこにいかなる欠陥をウエーバーが見出していたかといふことが問題となつてゐるを考えないのである。そしてこの欠陥を補完するものとして、行為の動機のなかに含まれている意味の解明ということが強くかつ執拗なまでに希求されることにもなつっていたのであり、ここから理解社会学のかの二元論の要求も出来することとなつていたと思われる所以である。従つてウエーバーが捉える因果法則の問題性がまずもつて検討されねばならないのである。そしてここに、二元論の要求のうちで、因果法則性、経験的妥当性の側面を、まずもつて排他的に注視せざるをえない第二の根拠があるのである。

ところが以上に述べてきたこととの関連で、注目しておかねばならない事実は、因果法則批判を展開したのは、何もウエーバーただ一人ではなかつたということなのである。因果法則に対しても抜本的で全面的な批判を加えたのは實にヘーゲルであり、ヘーゲルのこの見解を発展的かつ具体的に継承したマルクスでもあつたのである。

例えば鈴木茂氏は次のように主張している。「ヘーゲルのみた法則は、たんに因果法則にとどまらず、相関法則であり、たんに相関法則にとどまらず発展法則であつた<sup>(5)</sup>」と。つまりウエーバーと同一の問題を見据えた上で、彼とは正反対に、因果法則の欠陥を真正面から克服する新たな法則観＝相関法則と発展法則――後者をヘーゲルとマルクスとは「概念的把握」 *Begreifen* ともよぶ――を樹立しようと試みたのが『大論理学』におけるヘーゲルであつたと鈴木氏は主張しているのである。従つて因果法則の問題性の克服に関しては、ウエーバーの方向と、ヘーゲル・マルクスのそれという、二類の試みが併存しているのである。この事実を確認しておくと、

以下の三類の問題が解決を迫る課題となつてくるのである。

第一は、ウェーバーが因果法則のどこをいかに批判することによって、二元論的構造からなる理解社会学へといたりついたのかという問題である。第二は、ウェーバーのこの試みは、ヘーゲル・マルクスの同一のそれと対照してみた場合、はたして妥当な企図であつたのか否かという問題である。第三の問題は、ウェーバーのこの試みにおいては、因果法則の問題性は一見すると解決されたようみえるが、別の次元において新たな難題が生起しているのではなかろうかという問題である。

この最後の問題に対しても、いま少し具体的に論及しておきたい。ウェーバーの理解社会学で解明が求められている意味とは、一人の行為者がたまたま思いつき心に懷いたような、極めて主観的で偶然的な類の意味ではないのである。ウェーバーの代表作の標題が端的に示しているように、「プロテスタンティズムの倫理」や「資本主義の精神」といった、ある時代を代表し、社会のなかの多くの人々の間に生きかつ根づき、彼らの行為の起動力となつていたような意味、ウェーバーの言葉でいえば「エートス」とよばれるべき力強い、そして大量現象としての意味であり、思想であったのである。

以上、ウェーバーのいう「意味」とは、単なる主観的で個別的なそれではなくて、時代と社会とを代表する思想であり価値理念であったのである。ところがこれらの観念的諸形態の世界においても、変化がつねに生じており、旧い思想はすたれ、新しい価値理念が抬頭し成長しつつある。そうだとすると、与えられた意味を理解するだけではなくて、観念的世界におけるこの変化をいかにすれば科学的に捉えられるのかということが問題となつてこざるをえなくなるのである。この課題がウェーバーにおいて解決されているのか否か、解決されていないとすると、如何に取り扱われているのか、この点を明らかとすることが第三番目の問題をなすと私はいつているのである。

本稿の序論として、是非とも論及しておきたい最後の問題性は次のものである。因果法則批判という点において

て、ウェーバーとベーゲルとを比較して検討してみよう。こう試みは、私の知る限りこれまでには存在していないように思われる。従つて研究史を踏まえると、私の企図は一見すると無謀であり、荒唐無稽なそれのようにも考へられるのである。しかしながら私は、この比較の試みは意義あるものであり、就中、是非ともなされねばならない課題だとすら看做すのである。このことは、「Begreifen」という用語の使われ方をめぐつて端的に確認することができるのである。

ベーゲルが彼の最高の法則観＝発展法則を Begreifen よりよんでもいたといふことは既述しておいた。ところがこの Begreifen よりよん用語の意味内容が、ウェーバーとベーゲル・マルクスとではまさに正反対となつてゐるのである。そして、ハハニ問題の核心が宿つてゐると私は考へるのである。

ウェーバーは「ロシシヤーとクニース」で Begreifen とよう用語を次のように使用していた。「『理解』——明瞭な『解説』——と云ふ意味での——と『経験』よほ、一面においてなんらの対立物ではない。なぜなら、いかなる『理解』も（心理学的には）『経験』を前提し、また（論理的には）『経験』にかかわらしめてその妥当性を実証しつらむのだからである。」この二つの範疇は、他方において、『明証性』と云ふ質の観点から、『理解されたもの』と『理解しきぬもの』とが、単に（経験規則によつて）『概念的に把握されたもの』das bloß(aus Erfahrungsregeln) »Begriffen« が特に区別されるかわりにおいて、同一のものではない<sup>(6)</sup> も。

つまりウェーバーは Begreifen を、対象を経験的に、従つて外側から観察して、そのことにより單に対象における規則性の存在を見出し発見すゆ」と、但しこの規則性がなぜ成立してくるのか、この点についての解説を、そしてこの意味での証明を伴わな云々のような対象の把握だといつてゐるのである。従つて単なる経験法則の発見という、皮相な程度に留まる認識段階を意味するものとして、ウェーバーは Begreifen よりよん用語を使用しているのである。

T・パーソンズもウェーバーのこの見解をそのまま受容して次のように主張してゐる。「ドイツ語における…

…概念的に把握する Begreifen とは、そのような付加的明証性がえられない場合における齊一性を外的に把握するため用いられる<sup>(7)</sup>と。つまりパーソンズもドイツ語の Begreifen を、経験を通して法則＝規則（齊一性）を外的に発見しはするが、但しこの法則が成立していることの証明または明証性を随伴していないような、そういう極めて浅薄な次元に留まる対象の把握という意味で理解しているのである。

ところがである。ヘーゲルとマルクスとでは、Begreifen は、これとは全く異なる意味で用いられていたのである。マルクスは主張している、「貨幣が商品であるのを知る」とは、すでに17世紀の後期において貨幣分析の端初の域をはるかに越えていたとしても、しかしながら端的にすぎなかつた。困難は、貨幣が商品である点にあるのではなく、如何にして、何故に、何によって、商品が貨幣であるかを概念的に把握する点にある<sup>(8)</sup>と。

商品が如何にして、何故に、何によつて貨幣へと移行・転化し、発展していくのか、このかつて誰によつても試みられず解明されもしなかつた課題の解決が、対象を外側から経験的に観察するだけの把握によつて成功するであろうか。マルクスがウェーバーとは根本的に異なる意味で Begreifen を使用していることは明らかであろう。全く同様にヘーゲルも、「存在するところのものを概念的に把握するのが哲学の課題である<sup>(9)</sup>」と端的に指摘しているのである。存在しているものの概念的把握が、経験的観察による対象の外的把握でしかないとすれば、ヘーゲルがその見地を熟知しており、その上でその一面性を鋭く批判していた経験論、またはヤコービをその頂点とする「直接知」の立場で十分であつたであろう。

このように因果法則批判に端を発して、Begreifen という用語をめぐり、ウェーバーとヘーゲル・マルクスとの間には、深刻なまでの見解の差異が介在しているのである。つまり経験の「外面性」に対応する「内面的」要素が両派において端的に異なつてゐるのである。ウェーバーでは内面とは、動機のなかに含まれている意味ないし思想といふことになる。ヘーゲルとマルクスとでは内面とは、もの<sup>(10)</sup>とを一重にしか、それゆえ直接的にしか掴まえない経験論ではその存在は許容しがたい対象の本質——これをヘーゲルは概念ともよぶ——であつたの

である。

従つて因果法則批判ところへんでは一定の共通性を示しつつも、カエーバーとクーゲル・マルクスとの間に、*Begreifen* あるべく概念的をもべへんかに極端なまじめの見解の相違が生じてしまつたのか、これが解決を迫る重大な問題となるハベールの問題である。それよりの問題をめぐらしカエーバーとクーゲル・マルクスとを比較・対照して検討してみるとどう哉みがかつてなかつたとしてそれが無謀で無意味な企図だと云ふハベールはなゐなつてゐる。逆であつて、この問題性を導きの糸として課題にわけいつぶやくそれが、新しい視界の拡大くと運動してさへ私は確信するのである。

- (1) Max Weber, Soziologische Grundbegriffe, in Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre (三) G. A. z. WL. 1924) 3 Auflage, J. C. B. Mohr, 1968, S. 542.
- (2) Ebd., S. 551.
- (3) Max Weber, Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in G. A. z. WL. 1924) 3
- (4) Max Weber, a. a. O., S. 549.
- (5) 鈴木茂、『唯物論的カント学派の解釈の歴史』、『現代の唯物論』No. 4、日本科学者会議京都支部哲学部会弁証法研究会講演。1924。
- (6) Max Weber, Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in G. A. z. WL., S. 115.
- (7) ハーバード、『社会政治の構成』、第三編、木翻社、1924) 訳。
- (8) Karl Marx, Das Kapital, Marx Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 23, S. 107. これは文中の「概念的把握」は、長谷部文雄訳の『資本論』では単に「把握する」みなしておる。最近出版された新日本出版社版ではただ「理解する」と訳されておる。「概念的に把握する」と訳したからこそハーバードの意味内容がたゞちに判るわけではなつて、少なへん原文が何であるかは想起でやう。ハーバードの指摘する「把握」「理解」という概念との関連もあるので、「begreifen」せよせり「概念的把握」の訳し方のや適切であるかである。

## 因果法則批判の二帰結

### II

ウェーバーの理解社会学が「元論からなりたつてゐる」とは既述しておいた。「経験的妥当性」と「明証性」、「因果適合性」と「意味適合性」とがそれである。その上で彼は「社会学の基礎概念」で、因果適合的ではあっても意味適合性を欠如している場合、逆に意味適合的ではあっても、経験的妥当性を見出しえない場合のあることを十分に認めていたのである。

「意味適合性がないならば、（外的ならびに心的な）経過がどんなに大きかろうと、またその蓋然性を数的にどんなに正確に明示することができようとも、そこにはただ理解不可能な（ある）は不完全にしか理解できないような）統計上の確率があるにすぎない<sup>(1)</sup>」と。逆の場合については、「他方、思考によつて推論された行動の経過——とかりに考えておきたい——にしても、それがなんらかの範囲でじつわざにおこる」とが証明されなかつたとしよう。そういうばあいには、グレンシャムの法則のような、それ自体としてはいかに明証度の高い『法則』であるとしても、じつわざの行為を認識するのには無価値な構成物であるにちがいない<sup>(2)</sup>』と。

従つて以上に基づいてウェーバーは、理解社会学はその一側面が必ず成立してゐることを不可欠の要件とすると主張してくるのである。「類型的な行為……の正しい因果的な解説は、どういつ」とかといふと、類型的であると主張された経過が（ある程度）意味適合的にあらわれると共に、（ある程度）因果上適合的であると確定される<sup>(3)</sup>ことなのである」と。この引用文との関係で、既述しておいたことだが再度注意を喚起しておけば、kausal という同一の用語が、「因果的解説」という場合と「因果適合性」の場合とでは、意味を全く異にしてゐるというこの事実である。

以上、理解社会学の二元性はウェーバーでは必ず成立しなければならず、両側面ともが見出されねばならなかつたのである。ところがにも拘わらずウェーバーは、両側面を等価的に眺めるのではなくて、意味適合性、明証性の方に決定的な重要性を付与していたのである。

「ロッシャーとクニース」では次のように主張されている。「人間の『行為』を解釈するにあたっては、われわれは、生起するものに関する、経験的に観察されたにとどまるきわめて厳密な規則への單なる関係づけをもつてしては満足しえないのである。われわれは行為の『意味』の解釈を要求する<sup>(4)</sup>」と。ここでいわれている「厳密な規則」とは、落下の法則、ケプラーの第三法則、万有引力の法則等々のような因果法則のことである。そして行為に基づく現象の科学的解明においては、それが正しく正確であることが実験や観察によつて確認されているとしても、因果法則による把握だけでは満足しえないといつてはいるのだから、意味適合性の方を決定的に重視していることになるのである。

「客觀性」論文では端的に次のように論じられている。「科学の研究領域の根底にあるものは、『物』の『即物的な、あるいは実在的な』連関ではなくて、問題の思想上の連関なのである<sup>(5)</sup>」と。物の即物的 *sachlich* な、または実在的な連関とは、外側から、従つて経験的な観察を通して確認しえるような連関のことであり、因果法則がまさにそういうものであった。ところが社会現象を対象とする科学では、こういう類の法則を発見することそれ自体には価値がないといわれているのである。そうではなくてこの法則を思想連関のなかにおき、この法則にはいかなる意味が付与されており、またそれはどのような思想連関から生じてきたのであるか、これらの点を解明することこそが重要だといわれているのである。従つてここでもまた、明証性、意味適合性の側面をこそウェーバーが重視していたということを確認しえるのである。

以上の考察に基づけば、次のように推論してよいように思われる。即ちウェーバーの理解社会学が一方で因果法則の存在を不可欠の契機として位置づけながら、他方ではそこに留まらず、意味の解明へと進んでいったとい

うことは、彼が社会現象の考察に対しても、因果法則はある種の認識論上の欠陥を有していると看做していたからに外ならない。そして意味を解明することによりこの欠陥は補完しえると考えるから、ここから理解社会学の二元論の要求というウエーバーの主張も出来することになつていたと。

従つて以下の考察でとりわけ着目しなければならないのは、ウエーバーによつて付与された因果適合性＝因果法則の性格規定なのである。なぜなら私にとり当面の問題は、意味の解明と理解の可能性、つまり解明科学が樹立しえるか否かという点にはないからである。この試みこそはウエーバーが「クニースと非合理性の問題」、「クニースと非合理性の問題（続）」の二論文において、悪戦苦闘して開拓しようと努めた途ではあつたけれども。

そうではなくて当面の問題は、ウエーバーが因果法則のどこにいかなる欠陥を洞察することにより、進んで意味の次元へと移行していかざるをえなかつたのかということを解明することにこそある。加えてウエーバーの因果法則批判の試みを、ヘーゲル・マルクスのそれと比較してみたいのである。更にこの比較によつて、ウエーバーの先の試みは妥当なそれであつたのか否か、問題があるとすると、その問題性はどこにいかなる姿をとつて露見することになつてゐるか、この点をこそ検討していきたいのである。だからこそ私は、因果法則に対するウエーバーの見解に排他的なまでに注意を集中していく。

ウエーバーは因果法則を次のように特徴づけてゐる。「でき」とがじつさいにはいつも同じように経過するという見込みが、経験からわりだされた規則にもとづいて成り立つならば、そのかぎりで、できとの繼起は『因果上適合的』であるといつてよい<sup>(6)</sup>と。因果的説明については、「なにほどか測定可能な蓋然律、理想的なばあい——これはめつたにないが——には数字で明示できるような蓋然律にもとづいて、一定の觀察された（内的または外的な）でき」とには他の一定のでき<sup>(7)</sup>とが繼起する（あるいは随伴する）ということの確定にほかならない」と。また「経験的妥当性」が、経験的に発見されたに留まる厳密な規則を意味していたことは既に確認しておいた。

以上の引用文にみられる「経験」Erfahrungという用語に関しては、ウェーバーはそれを時に、当為科学に対立して事実判断の次元に留まる経験科学という意味で用いることがある。但しここでは「経験」を「外的」という意味で用いているのである。その際、外的に対応する「内的」とは、動機のなかに含まれている意味のことである。従つて因果的説明とは、対象を意味とは無関係に外的に観察することにより、そこに存在している没意味的な恒常的規則性を発見し、確認することなのである。

またウェーバーは「規則」Regelnという用語を、「社会学の基礎概念」では法則と同義に用いている。他面「シユタムラーにおける唯物史観の『克服』」では、規則を一方では例外を許さない厳密な因果法則＝自然法則の意味で、他方ではそのような一義的厳密性をもちえない経験的命題＝経験法則という意味で使用している。

しかしながら規則に対するウェーバーのこの区別にも拘わらず、両者の間に論理上の質的差異を認めることはできない。厳密さの程度において差異があるとしても、規則とは要するに、二項間に成立する恒常的な関係のことなのである。従つて因果的説明とはウェーバー自身の言葉を借用すれば、「 $x$ のつぎには——いつも、あるいは『規則的に』—— $y$ がくる、というシェーマーの因果的連関に関する一般的な判断<sup>(8)</sup>」を、経験的な観察を通して確定するということなのである。

このようにウェーバーは、一方で一定の恒常的規則性、または機能的連関の経験的観察による定立を不可欠の要素と看做していたのである。そしてそれらの助けを借りて個々の出来事を因果的に説明する、即ち規則の下におさめていくことも容認していたのである。「規則（法則）を手にいれ、その助けを借りて、個別的事象を因果的に『説明する』ことも出来る。いいかえるなら、規則のもとにおさめることもできる」と。

にも拘わらずウェーバーが因果法則には満足しえず、意味的領域へと進んでいかざるをえなかつた決定的根拠を、彼自身の次の声明のなかに洞察することができるるのである。ウェーバーは因果法則は行為それ自体の解釈に対しては何ものとも提供するものではないと明言した上で、その根拠を次の点に求めていたのである。「このよ

うな証明は、それのみとしては、そもそも今までに、しかもつねにあのような仕方で反応が示されたのは『何故』であるかを『理解する』ような状態にわれわれを置くことがまだ少しありであろうからである<sup>(10)</sup>と。

この一句のなかに、因果法則に対するウエーバーの批判的見解を読みとることができるのである。即ち彼によると、因果的方法による規則性や機能的連関の確定は、確かに一定の意義をもつ。だが顧みて、これらの規則性や機能的連関それ自体はなぜに成立しているのかというこの根本的な点については、因果的方法自体は何の説明も証明も与えてくれはしないというのである。従つてこれらの規則性や連関は、単に一定の恒常的関係を表示しているだけで、それ自体に独自な意義や意味を有することのない、没意味的な事実にすぎないというのである。

そしてこの洞察を基礎としてウエーバーは、「社会学の基礎概念」において決定的に次のように主張してくれるのである。「社会組織」をとりあげるばあいにおいては、われわれは機能的な連関や規則（「法則」）をただ確定するばかりでなく、そのうえさらにどんな『自然科学』も永遠に達成できないなにかをやってのけることができる。個々の当事者の行動を『理解する』ということが、それにほかならない<sup>(11)</sup>と。

つまり社会学は行為の動機のなかの意味を理解しえる。そしてそのことを通して、規則性や法則を発見し確定することができるだけではない。その上に、この規則性＝法則がなぜ成立してくるのか、この点の証明をも与えることができる。そしてこのことこそが、いかなる自然科学も永遠に達成しえず、社会（科）学にのみ特有の「何か」Etwas だと、ウエーバーは誇らしく強調しているのである。

但し理解社会学に対しても次のような限定を付与している。「このように、説明による説明は、観察による説明より以上のことをやりとげるのだけれど、このことはいうまでもなく、説明を通じて獲得された結果が、本質上より一層仮説的で断片的な性格をもつという犠牲によつてあがなわれたものである」と。しかしながらこの留保にも拘わらず、ウエーバーはいま一度次のように強調するのである。「しかし、それにもかかわらず、このこと（説明による説明が観察によるそれ以上のことをやりとげるということ）——引用者）は、それこそ、社会学

的認識に特有のものなのである」と。<sup>(13)</sup>

ウェーバーによつて付与された自然科学に対する社会学の高らかな勝利宣言にも拘わらず、ここで吟味されねばならない決定的な問題は、観察の対極がウェーバーのように解明ということになるのか否かということなのである。この問題性こそが、本稿の以下の展開において検討されねばならぬ中心的課題となつてくるが、現段階ではここに難題が伏在していることを確認しておくにとどめる。

この点はともかくとして、以上に論じてきたことの帰結が、第一に経験的観察の先行と、またこの観察を通しての規則性＝法則の定在の確定である。第二に、次に意味的領域へと移行し、有意味的な社会的行為の解明を通しての、没意味的な規則性への意義と証明との付与ということであり、このことを根拠としてウェーバーの企図する理解社会学は二元論という構造とならねばならなかつたということなのである。

これまでの考察を踏まえると、本章の最後として、以下の問題性には是非とも言及しておかねばならなくなるのである。ウェーバーが因果法則の見出される没意味的な観察の次元から、それとは全く異なる有意味的な領域へと移行していくたということは、次のことを意味している。即ちウェーバーの場合、ある次元に固有の問題を、その次元において解決するのではないのである。つまり因果法則が認識論的欠陥を有しているとすると、この欠陥を真正面から克服する新たな法則觀を樹立することによって問題を抜本的に解決する、というのでは決してないのである。

反対に因果法則はその欠陥にも拘わらず、依然として前提されたままなのである。その上で没意味的次元とは異なる意味的領域へと移行し、この新たな領域との補完関係の下で、ウェーバーは因果法則に固有の問題を解決しようとしているのである。

因果法則は法則の成立していることの証明を欠いていること、これが第一の問題性であった。この問題性を解決すべく意味的世界へと移行し、因果法則に意義と証明とを付与しようとするのがウェーバーの試みであった。

しかしながら意味を与えたものとして一方的に前提したままで、それを解明・理解するところだけでは明らかに一面的にすれちるであろう。意味的世界へと移行するにより、意味、思想、価値理念とこう観念的諸形態の領域における生成と消滅とこう変化を、いかに科学的に捉え説明するにとかく課題がウェーバーにおいて生起してしまつてゐるのである。彼が自覚してはよつともうむしの難題が生じてしまつてゐるのであり、これがウェーバーの理解社会学における第一の問題性をなしてゐるのである。

後者の問題が解決されていない限りでは、ウェーバーの理解社会学樹立の試みとは、第一の問題性を解決したようみえて、別の所に第一の問題性という新たな難題を引き起しだけだとわれらをえないのである。また第一の問題性を解決するになく、従つてそれを未解決の事実、つまり与件として扱つた上で、社会学は一方的に前提されたままに留まる意味の解明と理解によつて、こかなる自然科学も永遠に達成しえない何かをやりとげるゝ」とがややねど主張してゐ、それは論理的借りを負つたままのあまりに身勝手な一面的見解であり、自然科学を眞瀆するそれだとしかいふべくがなつてゐる。

#### 因果法則批判

- (1) Max Weber, Soziologische Grundbegriffe, in G. A. z. WL., S. 551.
- (2) Ebd., S. 549.
- (3) Ebd., S. 551.
- (4) Max Weber, Roscher und Kries und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in G. A. z. WL., S. 70.
- (5) Max Weber, Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in G. A. z. WL., S. 166.
- (6) Max Weber, Soziologische Grundbegriffe, in G. A. z. WL., S. 550.
- (7) Ebd., S. 550.
- (8) Max Weber, R. Stommel's Überwindung «der materialistischen Geschichtsauffassung, in G. A. z. WL., S. 312.
- (9) Max Weber, a. a. O., S. 552.
- (10) Max Weber, Roscher und Kries und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in G. A. z. WL., S. 70.

(11) Max Weber, a. a. O., SS. 554～555.

(12) Ebd., S. 555.

(13) Ebd., S. 555.

### III

ヘーゲルは法則 *Gesetz* を——ヘーゲル自身は法則の「」とを因果法則とはいわず、「現象の法則」とよんでい——彼の論理学の本質論でとりあげている。ヘーゲル論理学は第一巻＝有論、第二巻＝本質論、第三巻＝概念論から構成されており、第一巻の本質論は第一篇＝「自[」]自身における反省としての本質」、第二篇＝「現象」、第二篇＝「現実性」からなっている。法則は第一篇の「現象」でとり扱われている。そしてその「」とは実に重大な意義を内包していると私は考える。

以下におこしてヘーゲルの法則観を検証していくが、それに先立ち彼の次の主張の真意を解明しておかねばならない。「ふ」らが、本質は現象する *erscheinen*。<sup>(1)</sup> すなわち反省の諸契機が現存在をもつ「」によって、本質はいまや実在的な反照 *realer Schein* となるのである。」<sup>(2)</sup> がそれである。」<sup>(3)</sup> では、「反省」、「反照」、「反省の諸契機」といったカテゴリーせんしあたり無視し、ヘーゲルが「本質は現象する」と述べてはいるこの主張だけに注目したいのである。『小論理学』ではもひと端的に、「本質は現象しなければならない。本質が自[」]のうちに反照するとは、自[」]を直接態へ揚棄する」とある」と論じられている。」<sup>(4)</sup> でわれしあたり、ヘーゲルが「本質は現象しなければならない」と力強く断固として主張しているの指摘だけに独自に着目したいのである。

これらの聲明によつてヘーゲルは第一義的にはカント哲学を、それもカントの「物自体」*Ding an sich* とこうカテゴリーを批判しているのである。カントの物自体とは、本質ではあるが、現象のかなたに、現象の彼岸に位

置していて、現象してくることのない本質、それゆえ人間がそれを認識することも把握することも絶対に不可能な本質、これがカントの認識不能な「物自体」であったのである。

このような特徴をもつカントの物自体に対し、ヘーゲルは本質は現象してこそ本質であり、現象しないような本質は本質でもありえず、だから本質は現象せねばならず、現象した限りのものがまた本質の内容をなすという見解を批判的に対置しているのである。

カントに対するヘーゲルのこの批判は全面的に正しいと私は考える。発現し、現象してこないような本質は、そもそも本質ではありえないからである。現象と本質とは切り離しえない相互前提関係にあるのであって、この関係を離脱して単独に存在する本質などというものは、およそ想定できないのである。それはちょうど、いかなる結果をも随伴しないような原因を原因とよぶのは形容矛盾であり、外面に現れてきたものだけがまた内面であり、外面に現れることのないような内面といいうものは、そもそも内面にも潜在してはいないのである。このような本質と現象との間の不可分離の相互関係、相互前提関係のことを、ヘーゲルは反省関係とか反省規定とよんでいたのである。

以上に述べてきたことで押さえておくかねばならないことは、ヘーゲルでは本質とは現象と不可分離であり、現象とつねに関係しているものとして看做され取り扱われているというこの事実なのである。本質といえば必ず現象が他方に前提されているのである。そして既述しておいたように、この関係をヘーゲルは反省関係、反省規定等々とよぶのだが、この関係を担う二つの項を捨象して、関係だけを純粹に抽出して考察したのが、本質論の第一篇＝「自己自身における反省としての本質」であったのである。従つてヘーゲル論理学の第一巻は、「本質論」というタイトルが付されているにも拘わらず、本質がそれだけで単独に考察されることはないというこの点を押さえておかねばならないのである。

その上で、今度は反省関係を担う二つの項を実在化させて、実在する二つの項の間の実在的な反省関係を、從

つて実在する本質と現象との間の現実的な関係を考察しようとしているのが、第二篇の「現象」であったのである。そして既に紹介しておいたヘーゲルの見解、「ところが、本質は現象する。すなわち反省の諸契機が現存在 Existenz をめぐらしよつて、本質はいまや実在的な反照となるのである」は、以上に論じてきたことを意味していたのである。

ところで現象そのものは多様な形態と運動と変化とを示しているのであるが、そのなかにあって、変転する現象を貫いて恒常的に存在し、不斷に自己を実現していくとする規則性もまたがあるのである。現実の落下現象は、落する物体の差異によつて、そして初期条件の相違によつて、種々様々な軌跡を示しはするが、にも拘わらず真空状態を条件として見出された落下の法則から大きく乖離することはなく、それに常に接近していくとするのである。商品の市場価格は日々様々に変化をしているが、にもかかわらず生産価格から、古典派的に表現すれば「自然価格」から大きく乖離することはできず、大局的にはそれに常に接近していくのである。この意味において、変転常なき現象のなかにも、変転を免れた規則性としての本質的な現象というものもあるのである。

そしてこの二項の間において、変転する現象を貫いて恒常的に存在し、不斷に自己を実現しようとする規則性、これがさしあたり現象の世界にあらわれでた、本質——現象の間の実在的な反省関係の、最初に我々の眼前に映現してくる姿だとヘーゲルは捉えるのである。その上でこの恒常的規則性を彼は「単純な自己同一性」 einfache Identität mit sichともよび、これを法則II「現象の法則」として掴まえるのである。

以上のことを見てヘーゲルは次のように表現している。「この同一性自身とその内容規定との関係は、現象の変転のなかにあって恒常的に存在するところのものである。すなわちそれは現象の法則 Gesetz der Erscheinung である」と。<sup>(3)</sup> ハハにいわれている「同一性」と「内容規定」について、落下の法則を事例として用いながら説明しておきたい。「同一性」とは、落する物体に関して、空間と時間という変数は様々に変化するにも拘わらず、両者は  $s = \frac{1}{2} gt^2$  という一定の同一関係において結びついているこの恒常的規則性のことであり、この規則性のこ

とをヘーゲルは法則の「形式」ともよぶのである。「内容規定」とは、法則の両項をなすとは空間または距離という特定の内容であり、他方の項であるとも時間という独自の内容をもつてゐるということなのである。

いま述べておいたことをヘーゲルは次のようにも論じてゐる。「この内容は、一般に変化するものの底にある單純なものであるということのほかに、さらにはまた規定された、それ自身において差異的な内容である<sup>(4)</sup>」と。ここでもヘーゲルは次のこと�이いたいのである。ボイル・シャルルの法則に基づいて説明すれば、第一に気体の体積×圧力=一定といふこの範式、これ自体は法則の形式をなすのだが、この形式である規則性が今度はボイル・シャルルの法則の内容をも構成し、それを落下の法則、万有引力の法則等々から区別するといつてゐるのである。

第二に、気体の体積と圧力とは、そのものとしては相互に独立に様々に変化するし、変化しえるということ、そのことを「変化するもの」とよんでゐるのである。そして体積と圧力のそれぞれは様々に変化しうるが、にも拘わらず両者を掛けあわせた値は恒常に一定の、そして特定のそれを示すということ、このことを、「変化するものの底にある單純なもの」といつてゐるのである。

第三に、先に言及しておいたボイル・シャルルの法則の内容とは異なる別の内容も、この法則には現れているといふのである。それが気体の体積と圧力という内容である。ところが両者は異なつた独立した内容として、相互に無関係にも存在しえるといふのである。そしてこのことを「それ自身において差異的な内容」と表現しているのである。

ヘーゲルが二つのものは「差異的」だという場合には、二つのものは異なるがただそれだけのことで、無関係に併存できるような場合のことである。彼が二つのものは「対立的」だというときには、北は南ではないものとして南を自己から鋭く排斥しつつも、北は南なしにはありえないものとして南を自己の外部に前提し、このように鋭く排斥しあう二つのものが、他面では不可分離の必然的な関係におかれているような場合のことである。気体の体積と圧力との事例では、両者は二つの異なる内容ではあるが、ただそれだけのものとして相

互に無関係に併存しているのである。

第四として、是非とも論じておかねばならない現象の法則の問題性とは次のものである。気体の体積×圧力＝一定という定式は法則の形式をなし、気体の体積と圧力とが内容を構成する要素であった。ところが気体の体積と圧力とは相互に差異的な内容でしかないがゆえに、両者は互いに無関係に独立しても存在しえるのである。それだけに、二つの内容がボイル・シャルルの法則という形式をとらねばならないことの必然性は、法則を構成する両項である気体の体積と圧力という二つの内容からは、明らかとすることができないのである。その限りにおいて、法則の形式と法則を構成する二つの項の内容とは融合することなく、形式と内容とは別々に独立して併存しているのである。

つまり法則の形式を二つの内容規定から導きだすことはできないから、法則は経験的、実験的に発見され見出されただけに留まり、法則が成立していることの証明を欠如せざるをえなくなるということ、このことを先のヘーゲルの引用文は最も主張したかったのである。そしてまさに証明を欠如させているというこのことが、現象の法則の根本的欠陥の一つをなしているとヘーゲルは看做しているのである。ウェーバーの因果法則批判と全く同一の見解を、ヘーゲルも有していることは明らかであろう。

ヘーゲルは次のように指摘している。「それについての法則は経験に基づいて認識される。その限りにおいて、この法則は単に直接的に有るにすぎない。従つてそれは一つの証明を必要とする。いいかえると、法則が単に経験的に見出されるにすぎないものではなくて、むしろ必然的であるという認識のための媒介を必要とする。だが、法則そのものとしては、このような証明と証明の客観的必然性を含んでいない。それゆえに、法則は単に現象の肯定的な本質性であるに留まり、その否定的な本質性ではない<sup>(5)</sup>」と。

「直接性」とは、ヘーゲルでは「媒介性」の対極を意味する。従つて一般的に法則とよばれ看做されている事態は媒介なしに存在しているとヘーゲルはいつているのであるから、そのような法則は、法則が成立していること

の証明を欠如させているのである。なぜならば、「媒介」とは、「あるもの」によつて「他のもの」の定在の必然性を導くということ、つまり媒介し証明するといふことだからである。このような一般的な法則観＝因果法則は、法則の定在を見出し発見することはあっても、法則の証明を欠いているといふこの点の批判に関する限りにおいて、ウェーバーとヘーゲルとが見解を全面的に一致させていることを確認することができるるのである。両者の間には一方ではこゝいう側面もあるからこそ、ウェーバーとヘーゲルの見解は対比して検討せねばならなかつたのである。

しかしながら証明の欠如といふこの批判が、ウェーバーの因果法則批判の全てであつたことは既に確認しておいた。ところがヘーゲルでは、彼の因果法則批判はこの点で尽きるものでは決してなく、もつとはるかに多面的であり、根底的に深く鋭いものがあつたのである。以下に章を改めて、ヘーゲルの考える通常の法則観＝因果法則の特徴をまとめつつ、それに対する彼の批判に焦点を限定して考察していきたい。あわせてこの批判の延長線上において、ヘーゲルにおける新たな法則観の樹立の試みも検討していきたい。

### (1) G. W. F. Hegel, *Wissenschaft der Logik II*, Suhrkamp Verlag, S. 149.

以下のヘーゲルの因果法則批判と彼に独自な法則観とについては、その圧倒的部分を『見田石介ヘーゲル大論理学研究』全三巻（大月書店）から学んだ。見田氏は私の恩師の一人であるが、氏がなくなつてから今夏（2000年8月）でちょうど二五年である。四半世紀も前に亡くなつた人を越えることもできず、追いつくこともさへもできず、いまだ一方的に師から学ぶだけであるわが身を顧みて、その無力・無能を恥じ入り、屈辱と苦痛を禁じえないでいる。ヘーゲル以降、ヘーゲル論理学を咀嚼しきり、それを自己の研究のために縦横に使用したのは、マルクスと見田石介氏のただ二人だけであつたと私は考える。かのルカーチも、この側面では見田氏には及ばない。それだけに恩師見田石介に追いつくことは至難の業であるのだが、その差を縮めるべく最大の努力はしていきたい。それが今は亡き師の学恩に報いる途であると信ずる。なお先の『見田石介ヘーゲル大論理学研究』は、テープに録音されて二年半にわたる見田氏の『大論理学』に関する講義を原稿におこして、編集出版されたものである。そのうち「法則」に関する十時間余の録音を原稿へと

おこしたのは私である。一二五年ぶりに、かつて自分が清書した文章に接することができて、感慨無量であった。

- (2) G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften I*, Suhrkamp Verlag, S. 261.

(3) G. W. F. Hegel, a. a. O., S. 149.

(4) Ebd., S. 151.

(5) Ebd., S. 155–156.

四

ヘーゲルはまず次のように述べている。「ところが、現象は非本質的な多様性の形態をとるところの有的な多面的差異性である。これに反して、現象の反省した内容は、現象の多様性を単純な区別に還元するものである」と。<sup>(1)</sup>

現象の世界は多種多様であり、加えてつねに変転している。商品交換は価値的には等価交換であり、これが交換の法則をなすといつても、現実の商品世界では需要と供給が変化すれば商品の市場価格はつねに動搖し、需要と供給との関係の方が、商品の価値と価格とを決定している法則であるようにもみえる。

こうした現象の混沌とした多様性の海のなかで、それに溺れないよう、我々は現象を単純な区別に還元していくのである。そしてこの単純な区別の間に、「現象の反省した内容」つまり変転のなかにおいて恒常性＝自己同一性を貫いている規則性を見出していくのである。またこの種の区別に還元するからこそ、かの規則性も発見しえるとヘーゲルはいうのである。

商品のその時々の価格に影響を及ぼす要因は多数に及ぶが、多くの要因を捨象し無視した上で、商品を使用価値と価値という単純な二要因に還元するのである。その上で、商品交換は質的には異なる使用価値の間の交換であるが、量的には等量の等価交換であり、これが商品交換の価値法則であることを洞察する。単純な世界を構成して、ここで価値法則を捉えることができているからこそ、他面では需要・供給の変動といった要因は、価値法

則によつて定まる商品の価値、価格からの乖離を出来させるだけの攪乱要因にすぎないことも明らかとすることができるのである。落下の法則も、全ての攪乱要因を捨象した真空状態を設定した上で、落下現象を時間と距離という単純な区別に還元して見出されたものである点では、事情は全く同一である。

以上、多種多様な要因からなり、変転常なき現象の世界を単純な区別に還元し、この区別としての二要因、または二項の間になりたつてある恒常的な規則性を、ヘーゲルは「現象の法則」とよぶのである。彼はこの見解に基づいて次のように主張している。「だから、法則は現象の彼岸にあるのではなく、現象のなかにそのまま現在している。すなわち法則の国は、現存在する世界、または現象する世界の静止的な映像である<sup>(2)</sup>」、または「法則の国は現象の静止的な内容である」と。

これらの引用文では、「現象する世界の静止的な映像」、「現象の静止的な内容」というヘーゲルの用語に注意をせねばならない。これらの用語が、一般に法則と考えられている事態を端的に特徴づけているものであることには明らかであろう。アインシュタインの特殊相対性原理、落下の法則、万有引力の法則等々は、全て二項の間の恒常的規則性を表示しており、この不变の事態のことをヘーゲルは「静止的映像」と規定しているのである。

そして変化、運動の対極をなすこの峻厳な恒常的規則性が、一般的には、それを変更することも修正することも絶対に不可能な法則の不可侵性とよばれているものであり、とりわけ自然法則とはそういうものだと通常は看做されている。従つて法則を「現象する世界の静止的な映像」、「現象の静止的な内容」と特徴づけているヘーゲルのこれらの規定は、通常の法則観を端的に表現した適切なそれだといわざるをえないものである。

ところが、このように直截にかつ適切に表現されたこの法則把握が、実はヘーゲルにおいては、通常の法則観に対する痛烈な批判をなしていたのである。この点を理解するためにも、次のことが想起されねばならない。ヘーゲル論理学の有論では、現実は生成流転 Werden の過程にするものとして、また「あるもの」は質的に対極する「他のもの」へと革命的に移行・転化していくものとして、そして单なる量的変化が一定時点において突発的

に質的変化を招来するものとして捉えられていたのである。概念論では、現実は「発展」しつつあるものと看做され、また彼の論理学の全体は、矛盾を原動力とする自己運動という変化によつて貫かれていたのである。

以上、総じて運動という過程にある事態、これこそが現実の常態であり、静態的な状態は、相対的一時的で例外的な事態でしかないとヘーゲルは捉えていたのである。」のように現実を看做し掴まえる立場こそが弁証法であり、従つてヘーゲル、マルクスのそれであつたのである。

ところが現実を静止的に捉え、変化と変動とを免れた恒常的規則性だけを一方的に強調する法則把握では、この様々な運動諸形態のどれひとつさえも満足に把握することができないのである。「静止的な映像」という用語でもつて、ヘーゲルはまず」の点を通常の法則観の第一の根本的欠陥として批判していたのである。彼は次のように述べている。「けれども法則（それ自身）は、」のような動的形式の面を含まない。従つて法則に比べると、現象の方がむしろ全体性である。なぜならば、現象は法則を含むのみではなく、更にそれ以上のものを、即ち自己運動する形式の契機をも含むからである」<sup>(4)</sup>と。そしてこの引用文のなかに、現象の法則に対するヘーゲルの第三、第四の鋭い批判的觀点を見出すことができるのである。

第三の批判点とは、現象の法則とは、法則を構成する項の定在の必然性を、従つてその発生と成立と死滅の必然性とを掴まえることのできるものでは全くない」ということである。ヘーゲルは次のように論じてゐる。「第一に、法則とその現存在（法則の項のこと、引用者）との」のような同一性は、たんに直接的な、単純な同一性にすぎない。したがつて、法則は、自己の現存在にたいして無関心なものである。すなわち現象は、法則の内容にたいしてさらに別の内容をもつてゐる」と。この主張の真意を、万有引力の法則を事例として用いつて検討していきたい。

「単純な同一性」といつてゐるのは、太陽と地球との間になり立つてゐる重力の法則のことである。その上で、法則は現存在である太陽と地球とに對して、両者の間に  $F = G \frac{m_1 m_2}{r^2}$  という法則が成立してゐるといふこの一点で

しかかかわりをもたず、その他の点に対しても現存在に對して全面的に無関心であるということを、現象の法則的一大欠陥だと看做しているのである。

判りやすくていいえばこういうことである。重力の法則は太陽系を貫いて支配しているが、しかし太陽系のなかに地球があり、太陽があり、その他の諸々の惑星も位置づいているというその定在に対しては、法則は無関心であり無関係なのである。万有引力の法則を把握したとしても、そのことによつては、太陽系を構成している各惑星の定在の必然性を捉えることは不可能なのである。つまり、それらの発生と成立と死滅の必然性とを掴まえることはできないのである。

そもそも万有引力の法則とは、各惑星の存在を大前提とした上で、各惑星間にいかなる規則性が成立しているかといふこの一点を解明しただけのものであつて、現存在の定在の必然性を掴まえる可能性は、始めから排斥されているのである。法則と現存在とは一点で接觸するだけであつて、その他の点では両者は全く異なる別々の内容をなしているのだから、従つて両者は法則以外においては、相互に無関心であり無関係なのである。

この観点が、現象の法則の欠陥としてヘーゲルが指摘していく第四の批判、即ち法則に基づく現実把握の抽象的一面性といふそれと結びついてくる。ヘーゲルは一面では、「現象と法則とは同一の内容をもつてゐる。法則は現象の自己同一性への反省である<sup>(6)</sup>」と述べている。法則とは、変転しており、動搖つねなき現象のなかから、この変転を貫いて恒常に存在している本質的な現象を抽出してきたものだから、現象と法則とは、確かに一面では同一の内容をもつてゐるのである。

しかしながら現象または現存在は、他面では法則の内容とは異なり、それとは一致することのない、独自なそして多様な内容をも持つてゐることとはいま確認してきた。ヘーゲルはこの点を次のように論じていふ。「現象は諸々の更に立ち入った規定の集合であつて、それらの規定は、この物、あるいは具体的な存在に所属するもので、法則のなかに含まれるものでなく、むしろある他者によつて規定されているのである」と。

判り易くいえばこういうことである。一方にケプラーの第三法則のような天体の運動法則があり、他方には地球がある。ところが地球とは単にそれだけのものではなくて、その上には大気、雲のような様々な物質があり、生物もあり、それらによつて地球は具体的に構成されているのである。その上で一方からいようと、地球も地上の物体も生物も、これらの現存在は全て天体の運動の一般法則に従つてゐる。大気も雲も生物も、地球と同じスピードで運動してゐるのである。

だが他面からいようと、これらの現存在が全てこの一般法則から導きだされ、説明されるかというと、それは不可能なのである。これらの導出の可能性を全面的に捨象した上でなり立つてゐるのが一般法則であり、この意味でそれは抽象的普遍にすぎないから、ここから出発して地球上の全ての現象と現存在とを具体的に掴まえていくことは、絶対に不可能なのである。この点をもつて、現象の法則に基づく現実把握は一面的で抽象的だとして、ヘーゲルは批判を加えているのである。現実は具体的な総体からなつてゐるにも拘わらず。

前章をも含めて、これまでに論じてきたヘーゲルの現象の法則に対する批判をまとめると、次のように要約しえる。第一に、法則の成立していることの証明の欠如、第二に、変化、変動、総じて運動を捉えることのできないその静態的性格、第三に、現存在している法則の両項の定在の必然性を掴まえれない、第四に、現実の一面的把握に留まつていて、抽象的であつて具体的ではないということであった。

因果法則に対するヘーゲルのこの批判と、それに対するウエーバーの批判とを比較してみるとよい。両者の批判が重なりあうのはわずかに第一点目だけであり、しかもウエーバーにおいては、これが彼の因果法則批判の全てであつた。そして批判の仕方と深さとにおけるこの差異は、因果法則の欠陥の克服の方向ということにおいても、ヘーゲルをウエーバーから決定的に異ならせることとなつていていたのである。

「ヘーゲルのみた法則は、たんに因果法則にとどまらず相関法則であり、たんに相関法則にとどまらず発展法則であつた」<sup>(8)</sup>と主張する鈴木茂氏の見解は既に紹介しておいた。ここで鈴木氏が相関法則とよんでいる法則は、現

象の法則の第一の欠陥の克服に關係するものであり、發展法則は、第一、第三、第四の欠陥を超克しようとするものであつて、それは他面では“Begreifen”=「概念的把握」ともよばれていた。そこで現象の法則=因果法則をこえる、ヘーゲルの新たな法則觀としての相關法則から検討していきたい。

ヘーゲルは次のように論じていた。「それゆえに、法則は単に現象の肯定的な本質性であるに留まり、その否定的な本質性ではない。否定的な本質性によれば、もちろんの内容規定は形式の契機となり、内容規定そのものとして、またその他者（形式のこと、引用者）に移行するのであり、したがつて内容規定そのものとしては同時にまたそれ自身ではなくて、その他者であるということになるのである<sup>(9)</sup>」と。

この引用文にある「肯定的な本質性」とは、法則を構成する兩項が、または兩項の内容が相互に対して無関係に存在していて、従つて相互に独立して、それゆえそれ自身で肯定的に存在しているということである。この場合は、兩項の間に法則としての一定の規則性=形式が成立していくことの必然性は、内容のなかにはないのである。「否定的な本質性」といわれる場合には、二項は互いに自分の内容のなかに相手を含蓄し、予想しており、従つて各項は単独に肯定的には存在しえず、相手の支えを必要としており、従つて兩項が相互關係、相互前提の關係にあるような場合のことである。このような關係のことをヘーゲルは形式ともいうのだが、「もちろんの内容規定は形式の契機となる」というのは、これまで互いに無縁であり、そういうものとして単に併存していただけの二つの無関係な内容規定が、今度はそれが他者を含んでいるということのゆえに、その内容規定からして他者との間の必然的な相互前提としての形式の關係に入らざるをえなくなるということをいつているのである。

資本と賃労働も相互前提の關係にある。相互に、相手の内容規定を自己の内に含んでいる。ここでは内容が形式から独立したり、形式とは無縁となつたりはしていない。内容が形式に移され、内容と形式とが溶け合つてゐるのである。「もちろんの内容規定は形式の契機となり、内容規定そのものとしてまたその他者に移行するのである」というのは、このことを述べてゐるのである。

以上、因果法則の欠陥を克服するものとして、ヒューゲルによつて第一に構想された相関法則とは、法則を構成する二項の内容規定の各々が、他者をその内部に含み、他者を自己に不可欠な契機として自己の内部に含蓄しているのである。この二項を根拠として、二項が必然的な関係に入りこまなければならぬ一定の規則性の二項なのである。このようにして、内容が形式とは無関係に、形式からは独立する二項がなによつて、形式と内容とを溶かしこみ、形式が生じてくるとの必然性の証明を、二項の内容規定の考察から与えて二項と試みたのが、ヒューゲルによつて新たに樹立された相関法則だつたのである。

- (1) G. W. F. Hegel, *Wissenschaft der Logik II*, Suhrkamp Verlag, S. 151.
- (2) Ebd., SS. 153～154.
- (3) Ebd., S. 154.
- (4) Ebd., S. 154.
- (5) Ebd., S. 154.
- (6) Ebd., S. 153.
- (7) Ebd., S. 154.
- (8) 鈴木茂、「唯物論的カテゴリー解釈のドグマ」、『現代と唯物論』No. 4. 一頁。
- (9) G. W. F. Hegel, a. a. O., S. 156.

## 五

前二章において、ヒューゲルの因果法則批判と、彼による新たな法則観=相関法則の樹立の試みとを考察してきたのであるが、後者についてのヒューゲルの説明だけでは具体性に欠けるので、『資本論』における法則のとり扱いに手掛かりを求めて、この新しい法則観を具体的的事実に基づいて検討していただきたい。

『資本論』に手掛かりを求める根拠は、見田石介氏の次のような主張があるからである。「分析的方法の見出す多くの法則は、ニュートンの運動法則をも含めて、本質的にはこれと同じ経験法則といえるのではなかろうか。」ここでついでにマルクスの場合に触れておくと、すくなくとも『資本論』についていえば、事象の恒常的な関係・均衡関係をいいあらわした法則は、全て一方の概念のうちに、他方の概念が含まれているという対立の同一あるいは反省関係を示しているのである<sup>(1)</sup>」と。

ここで「経験法則」といわれているものは、ウェーバーが因果法則とよび、ヘーゲルが「現象の法則」と規定していたものであつて、要するに、法則を経験的に見出し発見することはあつても、それが成立していることの証明をそれ自身に伴うことがないような法則のことである。これに対して『資本論』では、法則を構成する一項の各々が、そのなかに他者を含んでおり、その意味で他の項との間に、必然的な法則的規則性＝形式が生じてこなければならぬことの証明をも示されているというのである。従つて恒常的規則性を示している『資本論』の法則は、全て前章で確認しておいた意味での相関法則となつてゐるといわれてゐるのである。

見田氏がこのように主張しているのだから、この見解に基づき、相関法則の具体的実例を『資本論』のなかに搜し求めようといふのである。この試みのいま一つの目的は、ウェーバーが主張していたように、法則の成立することの証明は、行為者の動機のなかに内在する意味を理解する解明科学によつてしか与えることができないものか否かをも検討しておくということである。『資本論』では、発展法則ではなくて相関法則と思われる法則だけをアト・ランダムに抽出して検討していく。紙数の関係上、抽出される法則の数は、残念ながら限定せざるをえない。

『資本論』第一部第二章Ⅱ「貨幣または商品流通」に、「流通貨幣量の法則」という定式が見出される。それは

---

$$\frac{\text{諸商品の価格総額}}{\text{同じ称呼の諸貨幣片の通流回数}} = \text{流通手段として機能しつつある貨幣の分量}$$
といふものである。マルクスはこ

れについて次のように述べている。「流通手段の総量における変動は、この場合、確かに貨幣そのものから生じるけれども、流通手段としての貨幣の機能から生じるものではなく、価値尺度としての機能から生じるのである。諸商品の価格がまず貨幣の価値に反比例して変動し、次に流通手段の総量が、諸商品の価格に正比例して変動する<sup>(2)</sup>」と。

マルクスは次のようにいいたいのである。その場合、『資本論』第一部は一八六七年の出版だから、その当時の金本位制を前提していたということを押さえておかねばならない。いま一つ、商品は単独では商品たりえず、それは商品と商品との商品関係をとる以外にはなく、左辺に位置する商品は、自己の価値を表現しようとすると相対的価値形態にある商品であり、右辺の商品は、これらの商品の価値表現の材料として役立つ等価形態にある商品だということをも想起しておかねばならない。

この商品関係、または商品——貨幣関係において、第一に問題となるのは貨幣の方だが、それは流通手段としての貨幣ではなくて、価値尺度としての機能における貨幣だとマルクスはいうのである。価値尺度だから、金自体の価値が問題となる。金の価値があがれば左辺の商品の価格は下がり、金の価値が下がれば商品の価格はある。いずれにせよ第一に、貨幣としての金の価値が決まらねばならないが、この場合にはマルクスは、右辺に位置する貨幣を価値尺度の機能から注目しているのである。

第二に、この点が確定されると左辺に位置する諸商品の価格が定まり、従つて流通すべき諸商品の総価格も決定される。その上で、今度は流通手段として機能すべき貨幣の総量が左辺の総価格に規定されて、それとの比例関係において決定されるるのである。第三に、同じ貨幣片が同一の流通部門に留まつて何度も通流するから、結局  $\frac{\text{諸商品の価格総数}}{\text{通常回数}}$  = 流通手段として機能する貨幣の分量といふことになるのである。

この「流通貨幣量の法則」は、商品は商品——貨幣の商品関係をとらざるをえないことを前提として、一方

の項の機能に着目して他方の項を規定し、この手続きを繰り返すことによって、流通貨幣量に関して、両項の間に特定の規則性が生ずることを解明したものである。それは従つて、単に発見されただけの規則性といつたものではありえず、規則性のそならざるをえないこととの証明をも随伴した、相關法則の見事な一事例だと私は考える。

第一に、『資本論』第一部第十八章「時間賃銀」に、「時間賃銀の一般法則」という法則を見出すことができ  
る。「だが、一般的法則としては次のようにいえる——日労働、週労働などの量が与えられているならば、日賃銀、または週賃銀は労働の価格に依存するのであって、労働の価格そのものは、労働力の価値につれて——さ  
もなければ、労働力の価値からのその価格の背理につれて——変動する。これに反し、労働の価格が与えられ  
ているならば、日賃銀または週賃銀は、日労働または週労働の量に依存する<sup>(3)</sup>」と。

労賃に関しては、次のことを理解しておくことが前提となる。即ち労賃の真相は労働力の価値なのだが、資本制社会の日々の日常生活の表面においては、労賃はそのような赤裸々な姿をとつて現れてくることはありえない。日常の意識においては、労賃とはなされた労働の価格と看做されるのである。加えて、なされた労働の全てに対する報酬として支払われたものが労賃であり、従つて資本制社会において、労働者が行なう労働に対する搾取は存在するはずが見えないものとして現象してくるのである。

労賃とは日常生活の表象ではこのように現象してくるのだから、それゆえ時間賃銀は次のようにして決まるこ  
とになる。その場合、一日の標準労働時間は八時間であり、そのうち四時間は必要労働時間、他の四時間が剩余  
労働時間とする。

$$\text{この場合には、 } 1\text{ 時間の労働の価格} = \frac{1\text{ 日の労働力の価値}}{8\text{ 時間}}$$

労働の価格 =  $\frac{1\text{ 日の労働力の価値}}{8\text{ 時間}}$  なのである。そうだとすると、ある日雇い労働者がいるとして、彼の労働

時間が五時間だとすると、前者の範式ではなくて後者の範式によつて決定された一時間の労働の価格×五時間、これが先の日雇い労働者に支払われる日賃銀の額だということになるのである。従つて以上より時間賃銀としての労賃については、一時間の労働の価格×労働時間＝日賃銀という範式を確定すると、右辺の日賃銀の額を決定する要素は、一時間の労働の価格と労働時間の長さという二変数であるのだから、ここから「時間賃銀の一般法則」について、最初にマルクスが規定していた定式を獲得することができるるのである。

この場合も、単に経験的に見出された因果法則ではありえないものである。労働力の日価値を四時間ではなくて、敢えて日常生活の虚偽意識に基づいて八時間で割り、そこから定式化された規則性なのである。单なる経験法則であれば、一時間あたりの労働の価格が決定できないであろう。更にウエーバーのように、行為者の動機の意味を解明するというだけであるならば、労賃が労働力の価値の転化した現象形態であり、但し事態の本性を隠蔽し歪曲する悪しき仮象としての現象形態だと捉えることも不可能であろう。日常生活の表象そのものが虚偽意識ではないのか否かを判断する批判的観点がウエーバーにはないのだから、意味をそのまま受容して理解する以外にはないからである。

マルクスの相關法則として検討してみたい法則は数々あるが、紙数の関係上、最後に、一連の諸法則に関連し、これらの諸法則の基礎となつてゐる次の法則を検討し、それとの関係で「利潤率の傾向的低落の法則」に言及し、マルクスの相關法則に関する検討は終わりとしたい。

『資本論』第一部第二十三章の標題は「資本制的蓄積の一般法則」となつてゐるが、この章の第二節に「可変資本にくらべての不变資本の遞増の法則」とマルクスがよんではいる法則を見出すことができる。この法則は他面では「可変資本の相対的大いさの累進的減少に関する法則」ともいわれてゐるが、この法則こそは、マルクスが見出した相対的過剰人口の法則、窮乏化的法則、利潤率低下の法則等々の基礎となるものであり、それだけに真剣に検討を加えておきたいのである。

資本の生産過程は、技術的過程と価値生産の過程として、二重の観点から考察しなければならない。技術的には、労働、生産対象、生産用具という生産諸要素の結合によって生産が行なわれている。但しマルクスは、生産用具と生産対象とを一括して生産手段と規定しているので、今後は両者をそのように扱っていく。価値的には、労働力に投下された資本部分は可変資本とよばれ、生産手段に充当されたそれは不变資本と規定されることは周知の所である。

その上で、今度は蓄積・集積・集中が問題となつてくる。蓄積・集積・集中は相互に微妙なニュアンスの違いがあるものの、資本の規模が巨大化していくことを意味している。資本主義的生産の基本的特質は、それが生産のための生産であり、できる限り生産の規模を拡大して大量生産を行ない、利潤を極大的に獲得していくという点にある。そのためには資本の規模を巨大化していかねばならず、この巨大化のための手段が蓄積であり、集積、集中なのである。

ところが問題は、資本の蓄積が進行していくということは、単に資本の生産規模が拡大していくということだけを意味しているのではないということである。それだけではなく、生産力が巨大に発展し、それも革命的に進捗していくことでもあるのである。生産力の発展とは、よりわずかの労働が、以前に比してより多くの、またはより規模の巨大な生産手段と結合することができ、その結果、一定時間内により大量の商品を生産しえ、個々の商品の価格を激的に低下させていくということなのである。

そもそも資本主義的生産様式にとり、その本性からして、生産力は巨大に発展しなければならないし、事実、「産業革命」という事態に示されるように、大規模に展開してきたのである。利潤の源泉が、生産過程で労働者階級が行なう剩余労働である限り、利潤を獲得するには二つの途がある。第一は、労働時間を延長する絶対的剩余価値生産であり、第二は、必要労働時間の短縮による剩余労働時間の延長としての相対的剩余価値生産である。これが二つの途であり、歴史的には種々の労働立法の制定などにより、資本は第二の方向を探らざるをえなかつ

たのである。と同時に第二の方向とは、資本主義のエンジンが躍動して、生産力を圧倒的に進捗させることによつてのみ実現する途であつたのである。

これが蓄積につれて進行する生産過程の内実における変化、生産力の爆発的な発展ということである。以上のことを労働と生産手段との技術的関係においてみれば、生産手段部門が飛躍的に巨大化する反面、それとの対比においては、労働部門は急速にかつ相対的に減少していくことなのである。

従つて以上のことと整理して定式化すると、一方の側に資本の生産過程がある。他方の側には、生産過程の構成要素の間の関係を技術的、価値的に表現した有機的構成がある。その上で蓄積が進展するということは、生産力が巨大に発展するということであり、生産力の発展とは、有機的構成の高度化を伴うということに対する洞察があるのである。

そして以上のことと法則として表現すると、「可変資本部分にくらべての不变資本部分の遞増の法則」、「可変資本の相対的大きさの累積的減少に関する法則」として定式化しえるのである。これも単なる経験法則、因果法則ではありえず、資本制経済における蓄積の進展の本性に対する洞察と、生産力の発展と有機的構成との関係をつかみ分析した上での、法則的定式化だと私は考える。従つてそれは証明を伴つてゐるのである。

そもそも不变資本、可変資本という区別そのものが、純経験的な観察によつては把握不可能なそれなのである。経験的にはそれは、せいぜい古典派がおこなつたように固定資本、流動資本の区別として掴まえられるだけである。ウェーバーも先の区別をこう捉えていた。しかしながら不变資本と可変資本とを、固定資本、流動資本として看做し扱うこととは、利潤の本性に決して導くことのない、その意味でヘーゲル的に表現すれば、没概念的な見地なのである。ここで概念とは、事柄の本性、ないしはこの本性を概念として確定した規定ということを示している。

この法則との関係で最後に論及しておきたいのは、「利潤率の傾向的低落の法則」についてである。この場合

には、左辺に蓄積を続ける資本の生産過程が、右辺には利潤率がおかれる。そうすると利潤率とは  $\frac{m}{c+v}$  であるが、蓄積が進行するということは、 $c$  部門が遞増し  $v$  部分は累進的に減少していくことであり、加えて  $m$  を産出しているのは  $v$  部分であつてみれば、以上のことを比率化した  $\frac{m}{c+v}$  は、傾向的に低落していく以外にはないのである。

この場合も、左辺を考察し、右辺も把握し、そこに不变資本と可変資本という同一の要素を見出しているのである。その上で蓄積の進行につれてこれらの要素の間に起こるをえない変化も洞察し、その結果が利潤率の傾向的低落として定式化されているのである。それゆえこの場合にも、立派に証明が伴つてゐるのである。

以上に述べてきたことを踏まえて、マルクスは『資本論』第三部第十三章II「法則そのもの」において、次のように主張している。「法則——と私がいうのは、外観的に矛盾する二つの事柄の間の、右の内的で必然的な関係である<sup>(4)</sup>」と。この主張の真意は以下のものである。その場合、蓄積の進展という事態が前提される。

この進展のなかでは、第一に利潤の量は絶対的に増大していく。第二にところが他面では、利潤率は傾向的に低落していく。この二つの現象は、外観的には対立し矛盾しているそのように見えるのだが、この二つの事態を分析してみれば、それらは同一の根拠に基づいていることが明らかとなる。そしてこのことをマルクスは、二つの事柄の間の「内的で必然的な関係」といつてゐるのである。

第一に  $v$  部分を以前のそれと比べれば、絶対的には量を増大させてている。そしてこの部分が利潤を産出しているのだから、利潤量は絶対的には増大していく。しかし第二に、 $c$  と  $v$  との関係において  $v$  を捉え直せば、それは相対的にその比を低くめていく、加えて累進的にその比率を低落させていくのだから、利潤率は低下していくをえないのである。

このように、一見すると外観的には対立し、矛盾しているようにみえる二つの事柄ではあるが、各々の現象の生起してくる根拠を解明してみれば、それらは同一のそして唯一無二の根拠に基づいていることがわかる。そし

て一見すると、対立し、矛盾し、あるいは無関係のようにみえる二つの事柄が、同一無二の根拠に基づいた、必然的であつても切り離しえない関係であるといふと、いふいう関係を、そしてそれだけを「法則」とよぶとマルクスは明確しているのである。

以上の考察に基づけば、確かにマルクスの法則はベーゲルの見解を継承して、法則を構成する両項の分析からその証明をあたえねばとのできる相関法則となつてゐるのである。だからこの証明を与えるべく、行為者の動機の意味を理解する解説科学を必要とするには全くなるのである。企業者の創意と努力にも拘わらず、あるいはそれらの必然的な結果として生じてくる利潤率の傾向的低落といふ法則を、そもそも企業者のいかなる動機から解明しえるといふのであるうか。この法則の存在を否定するのであれば別であるが。

- (1) 見田石介、「分析的方法とベーゲルおよびマルクスの弁証法的方法」、見田石介著作集（大月書店）第一巻、一一一四頁。
- (2) Karl Marx, Das Kapital, Marx Engels Werke, Bd. 23, S. 131.
- (3) Ebd., S. 567.
- (4) Karl Marx, Das Kapital, Werke, Bd. 25, S. 235.

## 六

ベーゲルとマルクスとに、事柄を萌芽からの展開として捉える発展法則といふことは既述しておいた。そしてこの法則観に基づく対象の把握を「概念的把握」Begreifen いふこと、この「概念的把握」の意味内容が、ベーゲル・マルクスとウェーバーとでは根本的に正反対となつてゐるといふふむ確認しておいた。

事柄を萌芽からの展開として捉えるべきだと看做すべーゲル・マルクスの見解は、いたる所で見出される。『経

『済学批判要綱』では次のように主張されている。「われわれがいま扱っているのはその発生過程である（貨幣の資本への転化としての資本の一般概念の確定のこと、引用者）。それ以後の諸連関は、この萌芽（一般概念のこと、引用者）からの発展として考察すべきである」、「資本の単純な概念のうちにには、即・的 *an sich* にその文明化をおこなう傾向などがふくまれていなければならない。これまでの経済学でのように、たんに外的な諸結果として現れてはならない。同様に、あとになつて明るみに出でくる諸矛盾も、すでにこの単純な概念のうちにひそんでいることが証明されなければならぬ」<sup>(2)</sup> 等々と。

『資本論』でも次のように指摘されている。「だが、ここで肝要なことは、ブルジョア経済学によつては嘗て試みられなかつたこと、すなわちこの貨幣形態の発展史を証明すること——つまり、諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展を、その最も簡単で最も見すばらしい姿態から、燐爛たる貨幣形態までたどること——をなし遂げることである。それによつて同時に、貨幣の謎も消滅する」<sup>(3)</sup> と。

ヘーゲルも次のように論じてゐる。「変化するといふのは、目に見える存在へとうつつていきながら、なお同一のままにとどまることです。もともとあつたものが進行過程を支配してゐるのです。植物はわけもわからず変化して消滅していくものではない。胚種のうちに変化のさきゆきはふくまれている。胚種をながめても見てとることはできないけれども、胚種は発展しようとする衝動をもつていて、いつまでも潜在状態にとどまることはたえられないのです。潜在状態にとどまりながら、それをよしとしないのが衝動ですが、それは矛盾したもののです。その衝動が現実に力を發揮すると、さまざまな変化があらわれてくるが、それらはすべて胚種のうちにすでにふくまれていたものです。むろん発展しない状態で、かくれて觀念的にふくまれているのです」<sup>(4)</sup> と。

このように、事柄の発生的展開としての発展法則という見解がヘーゲルとマルクスとに存在していることを確認しておいた上で、発展法則と「概念的把握」との関係については、前もつて以下の三点に注意をしておかねばならないのである。

第一は、本質——現象の相関関係Ⅱ相関法則をその萌芽の形態において考察対象とし、この相関関係を事態の本性——これをヘーゲルとマルクスとは「概念」ともよぶ——に基づいて発生的に捉える場合があるということである。この把握も概念的把握の一種なのだが、そしてこれは発生的理解でもあるのだが、それは但し現実の発展関係を掴んだものではありえないものである。本質——現象の関係は、時間的に前後する継起的関係にあるのではなく同時的であり、そもそも本質は現象することはあっても、現象へと発展するものではないからである。但しこの考察が最初になされているということが、客観的事態の萌芽からの発生的展開を捉えていくための基礎となるのである。

第二は、事柄に対する発生的理解と現実の発展過程とが照応している場合である。この場合にも、二つの事態が区別されるべきである。第一は、発展の根拠が、本性Ⅱ概念と定在との間のずれ、乖離を原動力としているような事例である。第二は、発展を促す源泉が現実の客観的矛盾である場合である。

第三は、概念と理論とは萌芽から展開されて具体化されていくのだが、それは現実の客観的な発展過程とは何の関係もない場合である。このような側面が『資本論』の六・七割りを占めていると私は考える。

資本の一般概念を確定するためには、産業資本だけが抽出される。それも、産業資本の千差万別な差異は全て捨象されて、一つの個別資本だけが析出される。加えて産業資本も生産局面だけに限定され、ここで貨殖の秘密が解かれ、その結果が資本の一般概念として定立されるのである。従つて資本の一般概念は一面的であり、だから抽象的なのである。それゆえ一般概念はこの一面性に留まることはできず、展開されて、現実の具体的な事態に照応するように体系化されねばならないのである。但しこの種の理論の展開は、現実の発展という過程とは何も対応してはいないのである。

これら三類の場合を事柄の本性たる概念から捉えていく把握の仕方は全て「概念的把握」とよばれるのだが、発展法則と関係してくるのは一と二の事例だけであるので、第三番めのそれは考察対象から除外する。また問題題

をいたずらに複雑にしないために、そして紙数の関係からしても、考察対象を『資本論』第一部の第一篇Ⅱ「商品と貨幣」に限定して、萌芽からの展開としての発展法則を検討していきたい。

本質——現象の間の関係が現象の世界に現れでてきて、実在的関係として恒常的規則性を示すようになった場合、この関係をヘーゲルが「現象の法則」と規定していたということは、すでに言及しておいた。この現象の法則には多々弱点があつたが、基本的欠陥は、法則の両項は見出されただけの与件として放置されたままであり、両項の間の規則性も発見されただけであつて、そのことの証明を欠如させているということであった。そして実は、この両項の定在の必然性と、両者の間に成立する法則としての関係の証明とを、対象の本性たる概念から与えようと試みたのが、『資本論』第一章第二節の価値形態論、しかも価値形態のもつとも単純な価値形態たる第一形態としての「簡単な・単独な・または偶然的な・価値形態」だったのである。

商品の価値概念は、第一章の第一、第二節ですでに確定されている。価値の実体は、人間労働の永遠自然の一側面である抽象的人間労働である。価値の形態規定性とは、この種の労働は社会的労働でもあり、商品生産社会という特定の条件の下では社会関係でもあり、この種の特性を有する労働が、物たる労働生産物へ対象化されているということである。そしてこれらの二規定が総合されることによつて、価値の科学的概念はすでに獲得されていたのである。

そうだとすると、商品の一側面としての価値の現象形態たる価値形態は、商品と商品との商品関係においてのみ、その形態をとることができるのである。このことが、社会関係としての価値という概念に基づいて、20エルレの麻布布一枚の上衣という最も単純な価値形態において明らかとされるのである。即ち商品関係の左辺に位置する商品は、自己の商品価値を表現しようとする商品であり、それは相対的価値形態とよばれる。右辺の商品は、左辺の商品の価値を自己の自然形態たる使用価値形態で、つまり商品体そのもので表現することに役立つだけの等価形態にある商品であると。

このことを別の言い方で表現すれば次のようになる。商品は使用価値と価値の二重物だから、二重の形態をとらねばならない。ところが商品はこの二重の形態を単独では絶対にとりえず、商品関係のなかで初めてとることができるのである。左辺では使用価値形態をとり、右辺に位置するときには価値形態をとり、両形態は不可分離の関係にあるのだが、一方の形態をとるときには他方の形態をとりえず、両者は相互排斥的な関係にあるのである。以上このように、価値概念に基づいて商品関係の両極にある商品のそれぞれに独自な役割と定在の必然性とを展開したところに、簡単な価値形態の意義がある。従つてマルクスの指摘する「価値法則」を、単に価値の等価交換だけにみるのは決定的に卑俗な見解だといわざるをえないものである。「商品による価値表現の『廻り途』」のメカニズムという独自な関係の必然性を解明したところにこそ、「価値法則」の最重要な意義があると私は考える。

この価値表現の廻り途のメカニズムを明らかとした後で、発展法則としての価値形態の展開史がたどられるのである。但しこの展開の原動力は、価値の本性としての価値概念と価値形態のその時々の定在との間の不一致、乖離である。商品は価値としては同格、同等であるのだから、いかなる商品体で表現されてもよいのだが、亞麻布の価値が上衣の使用価値形態でしか表されないので、価値概念と価値形態とが矛盾してくるのである。従つて第二の価値形態たる「全体的な・または展開された・価値形態」へと移行していくをえないものである。第二形態は、亞麻布の価値が上衣、茶、コーヒー、小麦、金などの全ての商品体で表現され、その限りこの価値形態は価値の概念といつそう一致してくる。しかし上衣、茶、コーヒー、小麦、金等々は全てその使用価値形態を異にしているのだから、それらの諸商品体による亞麻布の価値の表現とは、何の統一性もないばらばらの寄木細工でしかない。

従つてこの矛盾を解決するためには、ただ一つの商品を右辺の等価形態の位置に排除するしかない。金がその位置を歴史的に占めるにいたつた。このことにより全ての商品は簡単に、そして統一的に表現されることができ

るようになる。金という一商品によつて全ての商品の価値が表現されるのだから、簡単である。また金という同一の商品体において全ての商品は自己の価値形態をとるのだから、商品世界は統一的である。

このように、概念とその時々の定在との不一致を原動力として現実が発展する場合があると共に、『資本論』にはいま一つの現実の展開過程が存在している。それが客観的矛盾を源泉とする発展過程の場合であつて、その事例を『資本論』第二章の「交換過程」に見出すことができるのである。

商品の交換過程であるから、商品は使用価値と価値の二側面から、同時に考察されねばならない。つまり価値形態論のように、使用価値という一方の要素を捨象した上で抽象的考察はここではもはや許されず、現実の具体的過程がこの現実に即して考察されねばならず、このような現実的分析において初めて客観的矛盾が登場していくのである。

マルクスは述べている。「商品所有者は誰でも、自分の欲望をみたす使用価値をもつ他の商品と引換えにのみ、自分の商品を譲渡しようと欲する。そのかぎりでは、交換は彼にとり、もつぱら個別的な過程である。他方において彼は、自己の商品を価値として、つまり、同じ価値ある彼の好きな他の商品のいざれでも——彼自身の商品が、この他の商品の所有者にとって使用価値をもつか否かをとわず——実現しようと欲する。そのかぎりでは交換は彼にとり一般的・社会的な過程である。しかし同じ過程は、同時にすべての商品所有者にとり、もつぱら個別的であると共に、もつぱら一般的・社会的であることはできない」と。<sup>(5)</sup>

物々交換という一つの過程がもつぱら個別的であつて、自己の商品をひたすら自分の好む他の商品とだけ交換しようとして、他の交換者の意向は無視し、商品は価値としては同格・同等なのだから、つまり社会的なのだからそのことは可能だと主張したとしても、それはあまりにも独り善がりの立場でしかない。しかも全ての交換者が同じことを要求するのだから、それは益々もつて交換を不可能とさせる矛盾的事態なのである。

この矛盾の解決は貨幣を発生させて、物々交換の過程を購買と販売との二過程に分裂させる以外にはありえ

ず、従つて物々交換の過程のこのゆきづまりという客観的矛盾を原動力として、貨幣は現実に発生してきたのである。そしてこの貨幣の現実の発生過程のことを、マルクスは「商品本性の諸法則」とよぶのである。彼は述べている。「商品本性の諸法則が、商品所有者たちの自然本能において自らを実証したのだ。彼等は、彼等の諸商品を一般的な等価としての何らかの他の商品に対立的に連関させることによつてのみ、それらを諸価値として、したがつてまた諸商品として、相互に連関させることができ」<sup>(6)</sup>と。

以上に考察してきた二事例は、一方は概念とその時々の定在との間の乖離を源泉とする現実の発生過程であり、他方は客観的矛盾を根拠とする新たな事態への発展的移行であり、両者はその限りにおいては異なる。にも拘わらず両者の間には一つの共通性もあるのであって、それは貨幣の定在を導いた媒介過程は、貨幣の発生とその現実的定在の実現とともに消えうせてしまい、二度と同じ媒介過程を繰り返すことはないというこの事実なのである。

過去が消え失せるというこの発展過程とは異なる発展関係を、『資本論』の第三章「貨幣または商品流通」に見出すことができる。ここでは貨幣の諸機能が考察されている。価値形態論と交換過程論とによつて、貨幣の何であるかということと、貨幣がいかにして発生してくるかということを解明したからといって、そのことによって貨幣の具体的諸機能とそれらの相互連関とが捉えられたわけでは全くない。従つて貨幣の諸機能がもれなく、しかも萌芽となる機能から順次に発生的に把握し直されなくてはならないのである。この点の解説を課題としているのが、第三章なのである。

マルクスが第三章で分析している貨幣の諸機能とは、価値尺度、流通手段、蓄蔵貨幣、支払手段、そして世界市場でのみ通用し妥当する世界貨幣である。マルクスは貨幣のこれらの諸機能を、価値尺度を萌芽の機能として位置づけ、即ちとしてのこの機能から順次に発生的に、必然性をもつて導きだしているのである。その場合、他の諸機能を導きだす最初の機能は、それから他の諸機能を導きだすということによつては、否定されて消失し

## 因果法則批判の二帰結

てしまうところではないのである。一つの特殊な諸機能として、そのまま残り続けるのである。このことは、他の全ての諸機能に対しても妥当する。

この場合には、萌芽としての原基的機能から諸機能が必然性をもつて順次に導きだされ、そのことによつて諸機能間の相互関係が明らかとされてゐるだけではなくて、これらの諸機能の全体として、貨幣は貨幣であることも示されてゐるのである。そのことを理論的に表現し直してみると、価値尺度に留まる貨幣論の一面的認識が克服されて、理論が具体化され、体系化されていくところでもあるのである。従つて萌芽からの発生的展開としての発展法則によつて対象を捉える概念的把握とは、対象を具体的に掴まえていく見地でもあるのである。そしてこのようにして、事柄の一面向的で抽象的な把握という相關法則の欠陥は、発展法則によつて克服されていくのである。

- (1) Karl Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, S. 227.
- (2) Ebd., S. 317.
- (3) Karl Marx, *Das Kapital*, Marx Engels Werke Bd. 23, S. 62.
- (4) ユーゲル、『哲學史講義』上巻、長谷川宏訳、河出書房新社、一一七頁。
- (5) Karl Marx, *Das Kapital*, Werke Bd. 23, S. 101.
- (6) Ebd., S. 101.

## 七

前四章でユーゲルとマルクスの法則観を検討してみたが、それと対照せりへ、しま一度ウェーバーの理解社  
「经济学の問題性」と回帰したい。

ウェーバーの理解社会学には次のような問題性が潜在していることは既に確認しておいた。即ち経験的観察を通して見出される因果法則には証明が欠如している。そこで意味の世界へと移行し、この意味を理解することによって、因果法則に証明を与えることができる点に、自然科学では永遠に達成しえない社会（科）学の利点をウェーバーはみていたのである。

しかしながら意味を思想、価値理念等々といい直してみれば、現実の世界では、古い思想はすたれ、新しいそして力強い価値理念が抬頭してきている。観念的諸形態の世界におけるこの変化をいかにして科学的に捉え説明していくのか、これがウェーバーの理解社会学において生起しており、解決を迫っている問題性なのである。

この問題は、ウェーバーにおいては容易にはその解決を見出すことのできない深刻なそれとなつてゐる。なぜならば、彼の理解社会学においては、経験的に把握される没意味的世界と意味的世界との二元的構造しかないのである。その上で意味的世界は、経験的世界における法則と、そこにおいてある出来事が特定の経過をたどつて独自な結果を招來したこととの原因、根拠として看做されているのである。従つて意味的世界における変動を、経験的に捉えられる次元の方から掴まえ直すということはできないのである。もしもそのような試みを行なつたとしたら、それは悪しき循環論に陥ることでしかない。

そうだとすると、意味の変化を説明し、それを媒介する根拠となる領域は、ウェーバーの理解社会学ではもはや何も残されてはいないのである。そしてこの点をもつて私は、先の問題を解決することは、ウェーバーにおいて実際に深刻な難題となつていているといつてゐるのである。この問題はウェーバーでは科学的解決をみていないと私は判断するが、それにしてもこのことを、ウェーバーの理論に即して十分に論証していかねばならない。そこで、この点を検討していくための手掛かりを、私はウェーバーのカリスマ概念に求めたいのである。

その根拠は、ウェーバーは『支配の社会学』、『支配の諸類型』等々で、「内部からの革命」と「外部からの革

命」とを區別した上で、前者について次のように明白に言及していたからである。「カリスマは、内面からの変革でもありうる。この内面からの変革は、苦悩と熱狂から生まれ、あらゆる個々の生活形式や現世一般に対する一切の態度の全く新たな志向を生み出すことによつて、心情や行為の中心的な方向を変更することを意味する」と。

つまりカリスマによる内部からの変革とは、従来は想定すらできなかつた類の斬新な価値理念、思想をカリスマが創出し、そのことにより既成の觀念的諸形態を至上者的に破壊していく一方で、現實に対する全く新たな志向態度をも生みだすことだというのである。加えて、変更されたこの意識に合致するよう、現實をも革命的に改造していくと規定され、特徴づけられているのである。

以上よりカリスマとは、新たな価値理念を創造していく担手であり、その端初の創出者だと規定されているのだから、いま検討したい問題、即ち觀念の世界の変化をウェーバーがどう捉え説明しようとしていたのか、そもそもこの試みに成功していたのか否かといふこの問題は、カリスマによる内部からの革命の過程をとりあげることによつてこそ、よく考察することができると考えるのである。以下、この觀点からウェーバーのカリスマ概念を検討していく。

カリスマの革命的性格を論ずる以前に、またその前提として、ウェーバーがカリスマに付与している以下の二つの規定を、まずもつて押さえておかねばならない。第一は、カリスマとは、凡人には及びもつかないような偉大な能力、またはそのような資質を具備している人物だということである。この点は、『支配の諸類型』で端的に次のように述べられている。「カリスマとは、非日常的なものとみなされた……ある人物の資質をいう。この資質のゆえに彼は、超自然的または超人間的または少なくとも特殊非日常的な、誰でもがもちうるとはいえないような力や性質を恵まれていると評価され、あるいは神から遣わされたものとして、あるいは模範的として、またそれゆえに、指導者として評価されることになる<sup>(2)</sup>」と。ウェーバーがカリスマ的指導者に、並々ならぬ非凡な

能力を付与していることを確認しえるであろう。

第二に、ウェーバーはこのカリスマ的人物を、現世の、そして日常生活の中核と彼が看做す経済的領域の対極に、従つて非日常的にして非経済的な領域に位置づけるのである。そして「」に定位することによつてこそ、カリスマの超人的能力も十分に發揮されうると考えるのである。それゆえカリスマの威力とは、まさに「非経済の力」Macht der Unwirtschaftlichkeitであり、カリスマの基本的特質の一つは、その「現世離脱性」Weltabgewandtschaftとなることにもなるのである。

ウェーバーは非日常的領域、またはそのような時期について、次のように考えているのである。第一にそれは、卑俗な利得、打算といった日常的利害を超越していく、それから決定的に離脱しているということである。第二に、安定的規則、制度、世俗的権威、道徳、家族の義務といったような既成の理念、そして諸々の日常の束縛から完全に自由となつていてることである。

つきつめれば非日常性とは、慣れ親しまれた日常的世界が全面的に瓦解した状態である。従つてそれは非通常的であり、危機にあふれ、それからの脱却を求める熱狂が渦巻き満ちあふれている状態なのである。そしてこのような場所と時期に定位することによつてこそ、カリスマはその革命的威力を十二分に發揮することができるのである。

この前提の上にウェーバーはカリスマの烈々たる革命的性格を鮮烈なまでに描きだしてくるのだが、この描写は一面では変革の過程のそれであるだけに、大変に魅力あふれるものとなつていて。

「」の支配（カリスマ的支配、引用者）は、一切のものを価値変革し、至上者的に破碎することによつて、あらゆる伝統的または合理的規範に対して革命的な態度をとる。……と記されあり、されどわれ汝らに告げん、といふわけである<sup>(3)</sup>

カリスマは「」の純経験的な、没価値的な意味において、確かに歴史のすぐれて創造的・革命的な力である<sup>(4)</sup>、

「これに反して、カリスマはその最高の現象形態においては、およそ規則や伝統一般を破碎し、一切の神聖性概念を端的に覆滅する」<sup>(5)</sup>、

「カリスマの担い手がピエトと権威とを享受するのは、彼の一身に体現されているものと考えられているところの使命による。この革命は……一切の価値序列を逆転させ、習俗、法律および伝統を覆えすとき、革命的な性格をもつていて」<sup>(6)</sup>、

「カリスマ的予言者の、偉大な、実質的にはほとんど革命的な運動」<sup>(7)</sup>、「カリスマは、精神的感染の萌芽であり、またそのために、社会学的な『発展要因』の担い手でもある」等々、と。

いずれの引用文も、カリスマの烈々たる、そして瞠目すべき革命的性格を強調していく、實に魅力にあふれるものではある。そしてこの意味において『革新の社会学』としても味読しえるウェーバーのカリスマ社会学に対しても、多くのウェーバー研究者がおしみない絶賛をおくっているのである。ところが私は、ウェーバーのこのカリスマ革命論こそが實に問題であり、それは変革の理論という観点から考察されるならば、価値の低いそれであるのみならず、危険で無責任な理論だと断ぜざるをえないのである。

確かに、凡人には及びもつかない超能力者としてのカリスマが、変革の端初を切り拓くことが多いということには、私も同意する。しかしながらカリスマは、その優れた能力をいかに發揮して、危殆に瀕している社会に対して、この危機の克服を力強く保障してくれるような、説得力あり現実味のある新たな価値理念、そして預言を啓示することができるのか、この最重要な問題が、ウェーバーでは全く考察できていないのである。ただ、既存の、そして陳腐となつた諸観念が至上者的に破碎されて、画期的で斬新な価値理念がカリスマによつて創出されるというこの事実だけが、断定的に、そして一面的に主張されているだけなのである。そしてここに、ウェーバーのカリスマ革命論の問題性と、その一面的性格に由来する危険な特性もあるのである。

ウエーバーのカリスマ革命論のこの弱点を、既述しておいた彼の次の主張、カリスマは「この純経験的な、没価値的な意味において、確かに歴史のすぐれて創造的・革命的な力なのである」は、端的に示しているのである。

「純経験的」、「没価値的」とは、価値判断や評価をせず、それから自由だということである。つまりカリスマによつて創造された新理念が、従来のそれに比して優れているとか、新たに切り拓かれた歴史の方向がより高度の歴史段階であり、より発展した社会形態を招來したものだといった価値判断を禁欲するということなのである。そのかわりに、ただ、新たな事態、新しい思想が、カリスマによって形成されたというこの事実だけを確認することことなのである。

ウエーバーのこの主張は、何も経験科学からの価値判断排除という、彼に独自な見解から導出されたものではない。およそ新たな価値理念の内容も、歴史の新たな方向も、何も具体的に明示することはできないのだから、それらの内容について評価をおこなおうとしても、そもそもそれは不可能なのであって、これらの点に関しては必然的に没価値的とならざるをえないのである。

ウエーバーのカリスマ革命論のこの基本的欠陥は、彼自身の次の言明のなかに、劇的なまでに直截に表現されていると私は考える。長文ではあるが全文を引用する。

「外から、すなわち外部的な生活諸条件の変化によつて〔革新が生ずること〕、このことは疑いのことである。しかしながら、生活条件が変化したとき、新秩序が生まれる代わりに、生活の破滅がおこらないという保証は、いささかも存在しない。またとりわけ、生活条件の変化ということは、決して革新のための不可欠の条件ではないし、また新秩序が生まれる多くのきわめて重要なケースにおいては、共同的な条件にすらなつていないのである。むしろ、民族学のあらゆる経験からみて、新秩序が生まれる最も重要な源泉は、一定性格の異常な（今日の治療学の立場からすると、稀ならず——しかし決して常にまたは通常的にそうであるというわけではないが——『病的』と評価されるような）体験をする能力があり、この体験にもとづく影響を他人に及ぼしうると

ころの諸個人の影響力であるように思われる。われわれがここで論じようとしていることは、その『異常性』の故に、『新しい』ものとして現れるこの体験が、どのような仕方で成立するのか、という問題ではなくて、この体験がどのような影響を及ぼすのかという問題である<sup>(9)</sup>」がそれである。論じられていることの内容の深刻さに鑑み、いま一つウェーバーから引用しておきたい。

「ここにいたり、我々は次の様な問題を提起しよう。『規則的なもの』を『妥当するもの』とする心理的構えの支配するこの世界において、何らかの『変革』が行なわれるとしたら、それはどのようにしてであろうか、という問題である。人類学の全ての経験に従えば、秩序の変革の最も重要な源泉は、個人の影響力、それも特定な種類の『異常な』(今日の病理学からいえば、『病的』)と判断されることが常ではないとしても稀ではないような)体験をなし、この体験に基づいた影響力を他人に揮いうるような個人の影響である。我々がここで問題にしたいのは、その個人の「異常性」ゆえに、「新しいもの」として立ち現れる体験が、いかにして生ずるかではなくて、その新しい体験の作用のあり方についてである<sup>(10)</sup>」がそれである。

以上の二つのウェーバーの主張は、名状し難く不気味であり、あまりにも神秘的であり、身勝手なまでに一面的な見解であり、以上の意味で、科学の対極をなす非科学的でグロテスクな見識だとしかいよいよがないのである。

新秩序の創造という変革の端初は、カリスマによる「内部からの革命」にこそあるといわれているのである。その上でカリスマは、新しい斬新な価値理念を、その「一定性質の異常な体験をする能力」によつて定立するというのである。

しかもこの異常な体験をする能力とは、「今日の治療学の立場からすれば……病的と評価されるようなそれ」であり、「病的と判定されることが常ではないとしても稀ではないような」能力とさえもいわれているのである。従つてカリスマの保持する能力とは、神憑つたような病的にして神秘的な、名状し難いまでに不気味なそれ

であるからこそ、およそ凡人には理解をこえているのである。

この異常な体験の理解不能性については、ウェーバーは「社会学の基礎概念」で直截に次のように言明している。「カリスマは、精神的『感染』の萌芽であり、そのために社会学的な『発展要因』の担い手でもあるのだが、これと伝統的行為とは、生物学的に把握できるだけで、理解しつつ解明したり、動機付けに即して説明したりすることが出来ないか、あるいは断片的にしかそれが出来ないような、はつきりしたけじめのないような推移を伴う諸過程と非常に密接な関係にある<sup>(1)</sup>」と。

つまりカリスマの超異常な、稀ならず病的な能力は、我々によつては理解できないか、その識闇にあるといふのである。この理解不能な能力をもつ人物の、神憑り的な病的体験による閃きによつて、新しい価値理念は創りだされるといわれているのである。ところがこの体験の中身と、この体験がいかにして生ずるのかということとは、我々凡人には理解不能なのである。従つてウェーバーは、この点の科学的解明は断念して、神秘的体験によつて定立された新しい思想が、既存の社会に対してもいかなるインパクトを与える、どのように革命的に作用するのかという、経験的に確認しえるこの側面だけを科学的に考察していくのである。

しかしながら我々がいちばん識りたく研究したいと願つてゐる問題は、第一に、観念の世界における変化の科学的把握とその説明なのである。第二に、定立された価値理念が空理・空論、ユートピアではなくて、新たな歴史を責任をもつて切り拓けるような、説得力と現実味のあるものかどうかという問題であり、これが最も切実に解明し、解決しておきたい課題なのである。

新たな思想を創出したとしても、それがヒットラーとゲッペルスとにおけるように、ドイツ民族とユダヤ民族とを、そして多くの諸国民を、破滅と犠牲とゲシュタポとに導くようなものであつては決してならないであろう。麻原彰晃のように、解脱を求める真摯な弟子達を無差別殺人へと驅り立て、無関係な多くの人々をサリンの犠牲とさせようとする思想など、およそ思想の名に値しないであろう。

この二類の思想をいかにすれば区別しえるか、この点の検討を全面的に捨象しておいた上で、変革にとり外的状況の変化は必要でさえもなく、内面的変革こそが最重要的条件をなすなどといつても、それはあまりにも一面的であり、それゆえ身勝手であり、人を盲動へと導きかねない危険な主張だとしかいよいうがないのである。

以上よりウェーバーでは、意味の世界における変化は、理解不能な神秘的体験をその源泉として生じてくるといわれているのであるから、観念的世界の変化の科学的把握は不可能だと断定されているに等しいのである。いわんや第二の最も喫緊の問題など、ウェーバーにおいては解決しえるはずがありえないのである。

従つて問題を最初に返して反省してみると、因果法則の欠陥を意味理解によつて補完しようとするのがウェーバーの企図であった。ところがこの試みによつて、観念的諸形態の変化をどう科学的に捉えるのかという新たな別の問題がウェーバーにおいて生起してきているのである。しかしながらこの難題は、彼においては科学的に解決されることはなく、放置されたままであると結論する以外にないのである。

だから以上より、理解社会学Ⅱ解明科学の樹立というウェーバーの壮大な試みと、それに捧げられた並々ならぬ努力にも拘わらず、この企図は失敗だつたのである。新たに生起してくる思想はそれをひたすら受容するだけで、その上でそれを一方的に理解するというだけでは、この解明科学はあまりに一面的なものでしかありえないからである。つまりそれは、意味の変化という問題を未解明の与件として一方的に前提したままの、それゆえ論理的借りを負つてゐるという決定的な弱点をもつた科学だからである。

- (1) M・ウェーバー、『支配の諸類型』、世良晃志郎訳、創文社、七五〇七六頁。
- (2) 同書、七〇頁。
- (3) M・ウェーバー、『支配の社会学』Ⅱ、世良晃志郎訳、創文社、四〇八頁。
- (4) 同書、四一三頁。
- (5) 同書、四一三頁。

- (6) 同書、四一六頁。
- (7) 同書、四一七頁。
- (8) Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, in G. A. z. WL., S. 557.
- (9) M・ウェーバー、『法社会学』、世良晃志郎訳、創文社、1111～1111回頁。
- (10) M・ウェーバー、『経済と社会集団』、厚東洋輔訳、中央公論社、『世界の名著』50、五〇四頁。
- (11) Max Weber, a. a. O., S. 557.

## 八

これまでの考察を踏まえると、『ロッシャーとクニース』に始まり、「社会学の基礎概念」にまで到る、理解社会学樹立のために捧げられたウェーバーの並々ならぬ努力とは、一体いかなる意義があつたのかと改めて問わざるをえなくなつてくるのである。

ウェーバーは「ロッシャーとクニース」の末尾近くにおいて、次のように結論していたのである。「行為」が「行為」で述べられている意味において『ヨリ自由』であればあるほど、すなわち、それが『自然のままの出来事』*naturhaften Geschehen* という性格をおびぬいとがしだいに少なくなりてゆくにつれて、それとともに最後には、次のような『人格』の概念、すなわち特定の窮屈的『価値』と生の『意義』——これらは右の人格の所為のなかでみずからを目的と化しかくしてこれらを目的論的に合理的な行為へと転化せしめる——に対する恒常的な内的関係のうちにその『本質』が見出されるような人格の概念も、ますます多く力をもつてくるのである」と。

右の引用文にある「自然のままの出来事」に身を委ねている人格とは、「人格的生のほのぐらい未分化の植物的底層」の段階に留まつてゐるようなそのことである。このような人間類型は、気分や気質のままに行動し、感情や激情に駆られて行動し、外的刺激には無反省にも単純に反応してしまつよう人格であつて、この段階に

留まる人格は、その特性を動物と共有しているとまでウェーバーは主張しているのである。従つて「自然人」のこの人格は解明しえず、それは精神物理学の対象となるだけなのである。

その上で人間が理性化し合理化し、この「自然人」の段階を決定的に離脱するということは、第一に、自己の依拠する価値理念を明晰に自覚し、それに定位する体系的にして恒常的な人格の出現ということだつたのである。第二に、目的——手段の図式のなかに、科学的、法則論的知識を益々多く導入し、合理的な目的——手段関係を樹立して、目的を無駄なく、その意味で合理的に実現していくような人格ということだつたのである。

「自然人」の段階を脱却したこののような人格は解明することができ、従つて理解社会学の樹立は可能だとウェーバーは看做していたのである。だからこそ彼は同じ「ロッシャーとクニース」の末尾近くで既にして、「歴史学の『解説』にとつては『人格』は『謎』ではなく、反対に、存在するもののうち唯一の解明的に『理解しうるもの』なのである。……合理的『解説』の可能な場合はつねに、純粹に自然的なものの非合理性をはるかに超えているのである<sup>(3)</sup>」と指摘してもいたのである。

この引用文の後半部分の主旨が、後年の「社会学の基礎概念」における次の主張にぴったりと対応していることは明らかであろう。「社会組織」をとりあげる場合には、われわれは機能的な連関や規則（『法則』）をただ確定するばかりではなく、そのうえさらにどんな『自然科学も永遠に達成できないにか Etwas をやってのけることができる<sup>(4)</sup>』ができる」と指摘してもいたのである。

個々の行為者の動機の意味を理解することによって、理解社会学は法則の定在を経験的に確定するだけではなくて、それに証明を付与することもでき、これこそはいかなる自然科学も永遠に達成できない反面、解明科学こそがなしとげることのできる「何か」だと、ウェーバーは誇らしくも宣言していたのである。

しかしながら意味や思想の存在を一方的に前提したままで、それをただ解明するというだけではあまりにも一面的にすぎるのである。ウェーバー自身が「客觀性」論文で次のように明言していたのである。「人間の文化に

関する科学においては、概念構成は、問題の定立に依存するし、またこの問題の定立というのは、文化の内容そのものと共にうつり変わるものだ」<sup>(5)</sup>と。

つまり社会科学は問題の定立に依存しているが、この問題の定立は、各々の時代に存在している価値理念に基づく価値関係的視点によつて措定されるといつていいるのである。その上で更に、この価値理念はつねに変化しており、従つて問題の定立も、それゆえ科学の視点も変動せざるをえず、ここに社会科学の永遠の若々しさ、その青春的性格もあるといつてゐるのである。

思想や価値理念の存在を一方的に前提するだけでは一面的であるし、それらは常に流転しているとウエーバー自身が明言しているのだから、観念の世界のこの変化を科学的に捉え説明していくことが、彼において次の問題となつてくるし、そうならざるをえないのである。そしてこの問題の解明を、新たな思想や価値理念の創出の源泉として、ウエーバーによつて看做され扱われているカリスマの概念の検討のなかに私は求めたのである。

ところがカリスマのこの創造的能力は、名状し難い非合理的体験に基づいており、この体験たるや全面的に理解不可能であるか、断片的にしか解明できないといわれていたのである。従つてカリスマに対する科学的把握は、精神物理学、精神病理学、そして生物学に、つまりウエーバーによつて欠陥を有する一面的科学と看做されていたかの自然科学そのものに依拠する以外にはありえないとも明言されるにいたつていたのである。

以上、解明科学の理解の対象となる意味や思想や価値理念の創出、だからそれらの変化の端初となる領域を追跡していつたら、結局、カリスマの体験という、曰く言い難い非合理的要素に遭遇したし、それ以外には創造の端初を見出しができなかつたのである。そして意味の創出というこの観点から、解明科学としてのウエーバーの理解社会学を捉え直してみると、それはこの科学の根源において、解明不能な非合理的要素に依存していたのである。加えてこの要素は、経験的次元にのみ留まり、外的観察しか行なえない自然科学によつてしか把握で

きないというのである。

にも拘わらず他方では理解社会学にとり、人格は解明可能な唯一の合理的要素なのである。そして人格は解明可能であるというこの点を根拠として、解明科学は法則の証明の付与という、自然科学が永遠に達成できない偉大な試みを敢行することができ、その企図に成功することができるといわれていたのである。

以上の主張は、前後の見解があまりにも顕著に食い違つており、それゆえ惨めなまでの自家撞着以外の何ものでもないと断定せざるをえないるのである。従つて解明科学を樹立するというウェーバーの試みは、壮大ではあるが科学的には無価値であり、身勝手なまでに一面的であるがゆえに自己破産に陥つたそれだとしかいいようがないのである。

本稿では他面において、因果法則批判のいま一つの試みとしてのヘーゲル・マルクスのそれをも検討しておいた。この後者の試みと比較対照してみると、ウェーバーの理解社会学が、いま確認しておいたような自家撞着に陥らざるをえない必然性も明らかとなつてくるのである。

ウェーバー社会学が自己破産としかいよいうがない事態を出来させているその根拠は、彼の社会学の質的性格にこそある。ウェーバー自身が、現実の有する唯一無二の質的個性を強調しているし、現実のこの無比的事態としての質的個性を捉える科学を、最高度の「現実科学」と看做していたのである。

私はかつてウェーバー社会学のこの質的性格に注目し、それを批判的に検討しておいた。<sup>(6)</sup> 加えてウェーバー社会学の質的性格に着目し、そこに彼の社会学の基本的問題性を洞察しているのは、私だけではなくて、見田石介氏もそうなのである。見田氏は次のように主張している。ウェーバーにおいては「歴史的なものは、一般的なものではなく、個別的なもの、繰り返されるもの、法則的なものではなく、一回的なもの、理論的なものではなく現実的なもの、他に類例のない独自のもの、個性的なものとつかんで、すこしも一般的な基体の一つの形態として、類の種、同一性のうえの区別として、つかまれていない。歴史的なものは、他の歴史的なものとならんで、

なんらかの一般的基礎を共有しているものでもなければ、またそれ自身が相対的に一般的なものでもない。……その結果、歴史的なものは、たんに質的なもの、あるいは偶然的なものになつてゐる。歴史的なものがこのようにみられるとすれば、それは理論的には把握しえないものになり、そのためには経済学の一般的理論が基礎にならないのも、当然であろう<sup>(7)</sup>と。

その上で見田氏は更に、対象を質的に捉えるこの質的規定性について、それを次のように特徴づけている。「質的規定は、二つ以上の規定の統一ではなく、单一の規定そのものが質であり、したがつて基体と分離しえる規定ではなく、基体と一つになつているのが質的規定である」と。<sup>(8)</sup>

つまり質的規定では、規定性とその担手である基体または質料とは、不可分離に結合してゐるのである。だからこの質的把握では、マルクスの『資本主義的生産に先行する諸形態』という著作の標題が端的に示してゐるようく、前資本制社会全般に通ずる共同所有一般という質料的事態が一方にあり、それが他方ではアジア的、古典・古代的、ゲルマン的等々という諸形態をとり、だから共同所有という基礎的現象は様々の形態をとりえ、基体と特定の形態とが不可分離に癒着する必然性は何もないが、にも拘わらず基体または質料は、その時々において特定の形態をとらねばならず、この意味で、質料と形態とが媒介的に統一してゐるもののが現実の特定の対象であるといった捉え方は不可能なのである。従つて対象を一重に、それゆえ直接的に掴まえるというこの点に、質的規定の基本的特徴があるのである。だから事柄を質的に捉えようとすると、ヘーゲルやマルクスのように対象を二重の規定の媒介的統一として、内なる本質と外なる現象との、本性たる概念と外的定在との、質料または基体と形態との、実体と形態との媒介的統一において把握することはできないのである。

それゆえウェーバーでは、経験的観察によつて掴まえられた外的把握に対応する内面とは、本質、本性としての概念とはならず、文字通り、人格的内面としての動機のなかに含まれる意味ということになるのである。そしてこの内面としての意味の解明により、因果法則に媒介的に証明を付与しようとしたのがウェーバーの理解社会

字であつたのだが、それでは問題の一面向が解決されたようみえるだけでしかない。

しかし他面ではウェーバーの理解社会学には、意味、思想、価値理念の変化をどう科学的に説明していくのかという問題が必然的に生起してきているのである。ところがこの問題を媒介的に説明する余地は、ウェーバーにはもはや何も残されてはいないのである。だから、この課題の解決は彼においては不可能なのである。ウェーバーのカリスマ概念を検討したその結論は、彼自身がこの問題の科学的処理を放棄していることであつた。

見田石介氏が、質的把握では対象は「理論的に把握しえないものにな」るといったことは既に紹介しておいたが、この指摘の実例を、観念的諸形態の変化についてのウェーバーの処理のなかに端的に見出すことができるのである。

私はかつて、ウェーバーの経済理論を検討したその結果として、「ウェーバーが疑いもなく第一級の巨匠的研究者であつたればこそ、彼が『経済行為の社会学的基礎カテゴリー』その他において、首尾一貫する」とのない荒唐無稽な諸概念の羅列を開示していることは、極めて残念でならない<sup>(9)</sup>といわざるをえなかつた。今回、因果法則批判という点を梃とするウェーバーの理解社会学樹立の試みを考察してきた結果、同一の結論を繰り返されるとえないのである。ウェーバーが偉大な巨匠級的研究者であつただけに、この点、心より残念でならない。

- (1) Max Weber, Roscher und Kries und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in G. A. z. WL.,
- (2) Ebd., S. 132.
- (3) Ebd., S. 133.
- (4) Max Weber, Soziologische Grundbegriffe, in G. A. z. WL., S. 554.
- (5) Max Weber, Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in G. A. z. WL., SS. 69~70.
- (6) 拙稿「マックス・ウェーバーの概念構成における質的性質について」(徳島大学社会科学研究第八号、一九九五年)、「見田石介氏における分析的方法の変化について」(『唯物論と現代』、文理閣、第一五号、二〇〇〇年七月)を参照してゆく。

いたい。

- (7) 見田石介、「資本の一般理論とその発展諸段階の理論との関係について」、見田石介著作集第三巻、大月書店、一八五頁。
- (8) 見田石介、「『資本論』における実体と形態」、見田石介著作集第三巻、一三頁。
- (9) 拙稿「目的合理的行為の一類型」、徳島大学社会科学研究第十三号、二〇〇〇年一月、四四頁。